

11月28日（月）

令和 4 年 11 月 28 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	冨 師 博 規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	徳 重 忠 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	山 下 博 三 (同)
23番	濱 砂 守 (同)
24番	西 村 賢 (同)
25番	右 松 隆 央 (同)
26番	日 高 博 之 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	日 高 陽 一 (同)
34番	横 田 照 夫 (同)
35番	野 崎 幸 士 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	二 見 康 之 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	矢 野 慶 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之
監 査 事 務 局 長	高 山 智 弘
人 事 委 員 会 事 務 局 長	日 高 幹 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	坂 元 修 一
議 事 課 長	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 長	伊 豆 雅 広
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

◎中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下寿議員。

◎山下 寿議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。私は、自由民主党児湯郡選出の山下寿です。本日も地元からたくさんの傍聴の方においでいただきまして、ありがとうございます。私も県議会議員になって、あっという間に4年の月日が過ぎようとしております。今回で8回目の一般質問になります。どうぞよろしく願いいたします。

県民の生の声を県政に届けさせていただくに当たり、知事をはじめとして各部長等や職員の皆様には真摯に対応していただき、ありがとうございます。そのおかげで、県民の皆様の安心・安全な暮らしを守ることができることに感謝申し上げます。

この4年間を振り返ってみますと、1年目は1年生議員として、とにかくがむしゃらに走り抜けました。県が宮崎カーフェリーに資金を支援するかどうかの臨時議会では、土日も関係なく、朝から晩までかんかんがくがくの議論を繰り返し、時にはカップラーメンやパンなどで空腹を満たしたこともありました。

2年目に入りますと、2019年中国武漢で原因不明の肺炎の集団発生に端を発した、新型コロナウイルス感染症の発生、そのコロナが日本に上陸、変異しながら、繰り返し繰り返し流行する。コロナ対応で、議会の県内・県外調査はほとんど中止されました。そんな新型コロナウイルス感染症が世界中を混乱の渦に落とし入れ、

3年の月日が過ぎようとしております。

日夜、新型コロナウイルス感染症の治療に取り組んでいただいている保健・医療関係者の皆様をはじめとして、ワクチン接種の促進に尽力いただいている皆様には頭が下がる思いです。

この「100年に一度の危機」と言われるまでになった新型コロナウイルス感染症。当初は夜の街から人の姿が消え、イベントは軒並み中止になりました。現在、第8波の入り口にいたりと言われており、感染者数が日増しに増加しつつあるのも、皆さん御存じのとおりであります。

この新型コロナウイルス感染症に対する治療薬が普及し、一日も早く収束することを切に願っております。

そして、世界に目を向けますと、いまだ終わりが見えないロシアによるウクライナ侵攻。小麦や天然ガスなど、私たちの生活に欠かせないものが大きな影響を受けました。

それに拍車をかけたのが、円安の進行でした。日本はその資源のほとんど、食料の6割以上を輸入に頼っています。そのため円安の割合が1.5倍になれば、単純計算でも物の値段が1.5倍近くになるわけです。

ただでさえコロナ禍で疲弊した経済に追い打ちをかけるように、ウクライナ情勢と円安の進行。県民の生活は待ったなしの段階まで来ております。そのため、この苦境を乗り越えるためには、知事の力強いリーダーシップの下、政策を強力に進めていただく忍耐力と矜持が必要だと思っております。

知事には、今後も県民の先頭に立って、県民が安心して暮らしていけるよう、かじ取りをお願いいたします。

それでは、発言通告に従いまして質問に入ります。

まず初めに、ゼロカーボン社会実現の取組についてであります。

2021年10月21日、政府は地球温暖化対策計画を閣議決定いたしました。この地球温暖化対策計画は、皆さんよく御存じの2050年カーボンニュートラルを実現するものであります。

ではなぜ今、カーボンニュートラルなのか。確かに近年、地球温暖化の影響による気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、我が国においても激甚な豪雨、台風災害や猛暑が頻発しているのも確かな事実であります。

そのような状況の中で、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の排出を減らしていこう、なくしていこうという動きは、至極当たり前のことであります。

石炭利用によるエネルギー革命と、それに伴う社会構造の変革を引き起こした産業革命から、もうすぐ200年が経過しようとしています。その間、人類は石炭から石油へと、そのエネルギーの媒体は変化したものの、化石燃料という本質は変化することなく、世の中を発展させてきました。そして、その本質が今、変わろうとしています。これは我々人類にとって、産業革命以来、極めて大きな変革となることは間違いありません。

私たちは今、産業革命以降、人類が飛躍的に発展することができたその化石燃料から、新たなエネルギーを創造しようとしているのであります。その実現には計り知れない時間と労力がかかります。がしかし、そのエネルギー革命の競争に勝ち抜いた暁には、必ずや明るい未来が待っている。この新たなエネルギーを制する者は世界を制すると言っても過言ではないと思います。

ヨーロッパの一島国であったイギリスが、世界史上最大の面積を誇った大英帝国を築き上げることができたのも、産業革命による成功であったことは、歴史が証明しているところであります。だからこそ私は、このエネルギー革命に、宮崎県を飛躍的に発展させるチャンスがあると確信しております。

そこで、知事にお尋ねします。

本県におけるゼロカーボン社会の実現に向けた知事の思いと、2030年度までにおける温室効果ガス削減目標についてお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

ゼロカーボン社会の実現についてであります。

近年、気象危機と言われるように、豪雨や干ばつなどが世界各地で頻発し、国内でも大雨による甚大な被害が発生しております。

気象庁などによりますと、地球温暖化の影響により台風などの降水量が増加しており、また、極端な大雨の頻度や強度が増すことが予測されるなど、地球温暖化が気象危機に大きな影響を与えるものと認識しております。

国連が昨年8月に公表した報告書は、「温暖化が人間活動の影響によることは疑う余地がない」と断言しており、温室効果ガス削減は、将来世代に対する私たちの責務として、問題意識を共有し、取り組んでいかなければならない喫緊の課題となっております。

先日、世界の人口が80億人を超えました。90億人、100億人というものも確実に目の前に見えている中で、人類の存在が地球環境に負荷をかけ続けることについては、何としてもブレーキ

をかけなければならない、そのように考えております。

このため、地球温暖化に対する危機感を県民に強く訴え、県民一丸となった温室効果ガス削減の取組を進めるとともに、この危機的状況をエネルギー転換のチャンスと捉え、山下県議がまさに実践しておられますように、再生可能エネルギーの導入を一層加速化することによりまして、2050年ゼロカーボン社会を実現し、安心して暮らせる持続可能な社会を将来の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

次に、温室効果ガス削減目標についてであります。

昨年3月に策定した「第四次宮崎県環境基本計画」では、2030年度の温室効果ガス排出量について、2013年度比で26%削減することを目標としております。

しかしながら、今年の国連の会議においては、気象危機が一段と深刻化している状況を踏まえ、産業革命前からの平均気温上昇を1.5度までに抑えることを目標とした上で、その実現には迅速かつ大幅に温室効果ガスを削減する必要がある、この10年の取組が特に重要であると指摘されたところであります。

このようなことを背景として、国は、昨年10月に2030年度の目標を2013年度比で46%削減へと引き上げております。本県としましても、再エネ導入等の取組の加速化や、本県の強みである二酸化炭素吸収源としての森林の整備等にしっかり取り組むことにより、削減目標を現行の26%から50%に見直す方向で考えておりまして、今後、環境審議会などの意見を踏まえながら検討してまいります。以上であります。〔降壇〕

○山下 寿議員 力強いリーダーシップを発揮していただき、その知事の思いと目標を達成し

ていただきたいと思っております。

さて、エジプトで11月6日から2週間の日程で予定されていたC O P 27が20日、閉幕しました。

化石燃料の段階的廃止について合意には至らなかったものの、2030年度までに温室効果ガスを半分近く削減する必要性の合意と、産業革命前からの気温上昇を1.5度以内に抑えるという目標が再確認されたとのことであります。

先ほど知事から答弁がありましたとおり、宮崎県におきましても、2030年度までに50%のC O₂削減を目指すと考えているとのことなのですが、2030年度まで実質7年しかありません。先日、現在までの削減率は28%とお聞きしました。あと22%削減しなければなりません。

私は、まずその目標を実現するためには、宮崎県の特性を踏まえる必要があると思っております。宮崎県は、県土のおよそ76%を森林が占め、31年連続杉丸太生産日本一に輝いている林業県であります。

農林水産省の2011年木材統計によると、宮崎県の杉丸太生産量は約193万立方メートルとなっております。実はこれは、伐採された立木材積の約7割しか杉丸太になっていません。枝葉はもちろん、曲がっていたり割れていたりする木材は値段がつかないため、一昔前まではそのまま山に捨てられていました。この捨てられるはずだった約3割の杉を活用しない手はありません。捨てられるはずであった約3割の杉を、木質バイオマス発電所で発電用の燃料として活用すれば、私の試算で年間約13万トンのC O₂の削減効果が見込めるのです。これは宮崎県におけるC O₂削減目標の約1.5%に当たります。一つ一つの効果は小さいかもしれませんが、積み上げれば大きなものになると私は信じていま

す。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。

本県の恵まれた自然環境を生かして、どのように温室効果ガス削減に取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県では、省エネ・省資源の推進や再生可能エネルギーの導入拡大、二酸化炭素吸収源となる森林の整備を、温室効果ガス削減の取組の柱としております。

再エネは、本県の恵まれた自然環境を生かせる取組でありますことから、2030年度には県内の電力需要量に相当する電力を再エネで全て賄えるよう、住宅や事務所への太陽光発電設備の設置等を推進するとともに、豊かな森林資源を活用した木質バイオマスや家畜排せつ物による畜産バイオマスの利用拡大などに取り組むこととしております。

また、現在、県内で排出される温室効果ガスの4割相当を森林が吸収していることから、再造林の推進により吸収量を確保するなど、本県の強みを生かした取組を進めてまいります。

○山下 寿議員 先ほど、2030年度の温室効果ガス削減目標については、知事から答弁がありました。では、そこから先はどうかです。そこから先がより険しい道のみであることは、誰もが理解しているところであります。

確かに、革新的な技術が開発され、一気にCO₂削減が進む可能性は否定できません。そうなれば、2050年までにゼロカーボン社会を実現できるかもしれません。だが、果たしてそれでいいのでしょうか。

私は冒頭でも申し上げました。このエネルギー改革を制する者が世界を制すると。宮崎県が世界に誇れる成果を残し、飛躍的に発展する

ためには、他に追従しては駄目だと思います。その革新的な技術が登場するのを待つのではなく、宮崎県からその技術を発信するのだ、日本や世界をリードしていくのだという気概を示さなければ、宮崎県が飛躍的に発展することができる可能性を秘めたチャンスをみすみす逃すことになると思います。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。

2050年ゼロカーボン社会の実現に向けたロードマップを作成する考えはないのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県では、2030年度の温室効果ガス削減目標の見直しに合わせまして、削減目標の達成に向けたロードマップを策定し、今利用できる技術を最大限活用した、2030年度までの分野別の取組の方向性を示すこととしております。

しかしながら、2050年のゼロカーボン社会の実現には、化石燃料から脱却した産業構造への転換や、メタン、フロンといった温室効果ガスの削減など、既存の技術だけでは対応が難しい分野が課題となっております。

本県におきましても、水素の実用化への研究支援などに取り組んでおりますが、現在、様々な技術の開発が進められているところであり、今後、実用化される新技術の動向も見据え、2050年に向けたロードマップを策定していきたいと考えております。

○山下 寿議員 このことは、何か人のことのように考えがちな事案なんですけれども、とにかく真剣に取り組まないと、先ほど申し上げましたとおり、地球温暖化のおかげで本当に島がなくなるような国もありますし、大変な状況になっていくと思いますので、どうか真剣に取り組んでいただきたい。よろしくお伺いいたしま

す。

次に、小中学校における教育問題等についてお伺いします。

先日、某テレビ局のニュース番組の中で、宮崎県内における不登校児童生徒数が年々増加しているという報道がありました。文科省の調査でも、全国的に不登校の児童生徒数は増加しているとのことで、2021年度は約24万人を超え、10年前からほぼ倍増しているとのことであります。不登校の理由としては、「無気力や不安」「生活リズムの乱れ」などが多く、コロナも影響しているそうです。

そこで、教育長にお尋ねします。

県内小中学校における昨年度の不登校児童生徒数についてお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 国が実施しております「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、令和3年度の公立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校560人、中学校1,284人で、合わせて1,844人であります。

○山下 寿議員 不登校の子供たちは、学校で義務教育課程の所要の教育を受けることができているのが実情だと思います。だからといって、何もしないわけにはいきません。これから先、宮崎の未来を担っていく子供たちなので、大切に育てていかなければいけないと思っております。

先ほどのテレビニュースでもあったのですが、保護者の方々も困惑されているようです。無理やり学校に連れて行って、さらに状況が悪化してしまえば、不登校解決のきっかけをなくしてしまう可能性だってあり得ます。慎重な対応が必要な、機微な問題であることは間違いありません。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

不登校傾向にある児童生徒への指導はどのようになされているのか、お伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校傾向にある児童生徒への指導に当たりましては、まずは、本人はもとより、保護者とも十分に面談をするなど、不登校の要因や背景を把握するとともに、意向も考慮しつつ、不登校の状況に応じた支援や指導を行うことが重要であります。

その上で、学校では、その把握した状況を基に、今後の具体的な支援の在り方等を十分に検討し、場合によっては相談室や保健室も活用しながら、児童生徒や保護者に寄り添った学習支援や相談活動等を行っております。

さらに、登校がより困難になった児童生徒に対しましては、市町村が設置する教育支援センターへの通所を促し、生活リズムの改善や人間関係づくりなど、一人一人に応じた支援や指導を行っております。

○山下 寿議員 児童生徒が不登校になる原因の一つに、いじめ問題があります。このいじめ問題は昔から言われ続けていますが、なかなかなくなりません。

聞いた話によると、最近は特にその態様が陰湿になっているそうです。その要因として考えられるのが、インターネットやSNSなどソーシャルネットワークの発達だそうです。

そのキーワードは、「相手の顔が見えないから、気持ちが分からない」です。昔、SNSなどがなかった私たちの時代は、相手が目の前にいましたから、相手が嫌な顔をすれば、相手の気持ちが伝わってきました。そうやって私たちは人間関係を学んできました。

でも、今の子供たちの目の前にあるのは、スマートフォンやタブレットなんです。顔が見え

ない、だからエスカレートしやすい側面もあるそうです。

そこで、教育長にお尋ねします。

深刻化しつつあるネットによるいじめの現状とその対策について、お伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） インターネット上のいじめにつきましては、特にSNS等の閉ざされた環境で発生する事案が多く、外部から見えにくく発見されにくいいため、深刻化しやすい傾向にあります。例えば、SNS上での心ない書き込みや、グループからの仲間外しといった事案があります。

そのため、県教育委員会といたしましては、ITの専門家によるネットパトロールを実施し、ネット上に、学校や児童生徒に対する悪意のある書き込み等がないか調査したり、学校にITアドバイザーを派遣し、教職員をはじめ児童生徒や保護者に対して、具体的な事例を基にしながら講話や研修をするなど、ネットいじめなどへの対策を進めているところであります。

○山下 寿議員 ネットによるいじめのもう一つの問題は、その実情が外から分かりづらいことにあります。

ネットの中だけでその問題が繰り返り広げられているので、限られた児童生徒たちしか認識できない環境になってしまっている。問題が明るみに出たときには、もう既に取り返しがつかない状態にまで発展してしまっていることも多いと感じます。

そこで、教育長にお尋ねします。

児童生徒の悩みや不安を把握するため、学校ではどのような取組が行われているのか、お伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 各学校におきましては、教職員による日常の観察はもとより、い

じめを含む生活に関するアンケート調査や個人面談を定期的に行うなど、児童生徒の様々な悩みや不安の把握に取り組んでおります。

さらに、把握した悩みや不安に対しましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家も活用しながら、本人はもとより、保護者も加えた面談を行い、一人一人に寄り添った対応に努めております。

また、子供たちの小さな変化を見逃さないために、カウンセリングの仕方など、専門家を交えた研修を行い、教職員の資質向上に努めております。

○山下 寿議員 そのようにして明るみになった不安や問題の取扱いは、特に注意が必要だと思います。

多感な時期だからこそ悩みはつきもの。私たち大人からしたら大したことではないことでも、子供たちにとっては大きな問題なのかもしれません。

子供たちの悩みの一つ一つに真摯に向き合い解決していくことが、子供たちの健全な成長には必要だと思います。

そこで、教育長にお尋ねします。

不登校やいじめに係る相談への在り方について、学校へはどのような指導がなされているのか、お伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校やいじめに限らず、生徒指導上の相談への対応につきましては、学級担任が一人で抱え込むことのないよう、組織としての対応が大変重要であります。

具体的には、管理職を中心に、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も加えた「いじめ不登校対策委員会」等を開くなどして、学校全体で組織的に対応するよう求めております。

このことにつきましては、校長会をはじめ生徒指導主事会など、あらゆる機会を通して指導の徹底に努めているところであります。

○山下 寿議員 子供たちの不安や悩みにどんなに真摯に向き合っても、解決できないこともあるかと思えます。それは、人間ですからしょうがないことだと思います。

その場合、ほとんど学校に登校できない児童生徒もいるはずなんです。

そこで、教育長にお尋ねします。

不登校により欠席日数が多い児童生徒の進級や卒業の取扱いについて、お伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） これまでも、義務教育段階の各学校では、不登校等により欠席日数が多い児童生徒につきまして、家庭訪問による学習支援や定期的な面談など、一人一人に寄り添った指導・支援を行ってまいりました。

学校では、これらを総合的に評価しつつ、本人・保護者の意向も十分に考慮しながら、進級及び卒業を認定してきたところでございます。

文部科学省は、不登校児童生徒への支援の在り方として、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることを、改めて示しております。

今後とも、自立に向けた、子供の将来を見据えた支援を行ってまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 本来、学校教育というものは、義務教育を通じて、共通の言語、文化、規範意識など、社会を構成する一人一人に不可欠な基礎的な資質を身につけさせ、国家・社会の形成者としての国民を育成するという側面と、子供たちを様々な分野の学習に触れさせること

により、個人の個性や能力を伸ばし、人格を高めるといった側面があります。

教育の現場では、教職員の先生方が、不登校の児童生徒たちも含め、みんなに同じように教育の機会を与えようと日々努力されています。

そんな教職員の先生方の勤務環境を調査した際、私は感じたことがあります。

現場の先生たちは、ぎりぎりの状態で頑張ってくれている。休んだ先生がいれば、その先生の分の業務は、ほかの先生が負担することになります。短期間であるならば大した問題にはなりません、長期の休みとなると補充が必要となり、話は別になります。

11月22日付の読売新聞の報道によると、病気による休職などで、東京都の公立小学校の教員の欠員が拡大し、欠員を補充できない小学校では、校長先生など管理職の先生が教壇に立って対応しているとのこととあります。

そこで、教育長にお尋ねします。

県内小中学校の教諭等における補充が必要な休職者等の全体の数と、それに対する学校としての対応についてお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内小中学校の教諭等における令和4年4月1日現在の補充が必要な休職者等の全体数は、246名でありました。

その補充に対する学校の対応といたしましては、校長が、県教育委員会の講師登録システムを基に面接を行った上で、適任者を任用しております。しかしながら、すぐには見つからない状況もございます。

県教育委員会といたしましては、補充に必要な臨時講師を十分に確保するため、大規模商業施設におけるチラシの配布や、マスメディアを用いた広報活動を行うなど、登録者を増やすための手だてを進めております。今後とも、これ

らの取組をより一層工夫してまいります。

○山下 寿議員 これは大変な問題ですから、ひとつよろしく願います。

続きまして、JR線路周辺の雑草対策についてお伺いします。

去る10月24日、私の友人でもある永友浄さんが列車事故でお亡くなりになりました。御冥福をお祈り申し上げます。

この永友浄さんという方は、全国和牛能力共進会に過去6回出場され、優等主席を2回受賞された経歴を持たれる方です。口蹄疫のときには、所有する牛全頭殺処分という苦しい経験もされております。先日、川越進翁の献花式の御挨拶で、河野知事も哀悼の意をお示しになりました。

宮崎県の和牛改良を先頭で引っ張ってくれ、これからも後進の育成に力を注いでもらいたかった永友浄さんがなぜ亡くなったのか。それは、JR線路周辺の雑草除去の最中、接近する電気に気がつかず、電車と衝突してしまったのが原因でありました。

では、なぜ雑草を除去する必要があったのか。それは、線路脇のJRが所有する土地から大きく伸びた雑草が、永友浄さんが所有する畑へ垂れ下がり、農作物の生育に影響を及ぼしかねない状況が生じていたからであります。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。

JR線路周辺の雑草が生い茂る現状をどのように認識しているか、お伺いします。

○総合政策部長(松浦直康君) JR九州宮崎支社によりますと、線路周辺の除草作業は、専門業者への委託に加え、週2回、社員が直接実施するとともに、一部の地域では、定期的に市町村職員や地域住民も参加して、駅のホームあるいは線路周辺の草刈りを行っているとのこと

であります。

一方で、線路の距離が長く、除草作業が行き届かないため、住民からの苦情や要望が寄せられておりまして、同社としても対応に苦慮していると伺っておりますが、線路周辺に雑草が生い茂る状況というのは、安全面に加え、環境保全や景観づくりといった観点からも望ましいものではないと認識しております。

○山下 寿議員 JRが管理する土地の雑草であるため、第一義的にはJRが適切な整備をしなければならぬと私は考えます。

しかし、それには人手が要る。県内のJR路線は利用者が低下傾向で、経営悪化も懸念されている中、環境整備に人件費を割いた結果、路線廃止になっても県民は困るわけです。でも、同じような事故が起きる可能性がある体制を放置しておくわけにはいきません。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。

JR線路周辺の環境維持のため、県としてどのような対策が取れるのかをお伺いします。

○総合政策部長(松浦直康君) 線路周辺の環境維持につきましては、まずは管理者であるJR九州においてしっかりと実施していただくことが必要であると思っておりますが、一方で、鉄道への愛着を育て、利用促進につなげる観点から、同社と地域が一体となった取組も大変重要と考えております。

このような中、例えば日南線では、日南市とJR九州、地域住民が毎年一緒に草刈りを行っており、また吉都線では、「ななつ星」の運行開始に合わせ、地元のボランティア団体等が草刈りを実施するなどしてございまして、これらはまさに好事例でありますので、今後、文書やSNS等を通じて、沿線市町村や各種団体、県民の皆さんに対して積極的に普及・啓発をしてま

います。

また、御指摘のとおり、線路周辺の草刈りは大変危険でありますので、決して無断では行わず、まずはJR九州へ相談するよう、併せて注意喚起も行ってまいります。

○山下 寿議員 県内で鉄道が通っているところは皆さん同じ意見だと思いますので、よろしく御指導をお願いいたします。

次に、市町村及び県内の経済10団体から知事に直接提出される要望書についてお伺いします。

毎年、各市町村、各団体や各方面からいろいろな内容の要望書が提出されているわけですが、それらの要望書の重要度や実現性など、議員の私でさえ承知できていないことがたくさんあります。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。

令和3年度に市町村や経済団体から県に対して行われた要望のうち、知事が直接対応したものについて、件数と要望項目数をお伺いします。

○総合政策部長(松浦直康君) 令和3年度に県に対して行われた要望につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となったものもありますけれども、知事が直接対応したものは、市町村や市町村議会等からの要望が10件で、要望項目の合計は165項目、また宮崎県商工会議所連合会などの経済団体からの要望が5件で、要望項目の合計が36項目となっております。

○山下 寿議員 全てのものを聞き入れるということは大変でしょうけれども、各団体、各市町村の要望ですから、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、県土整備部長にお尋ねします。

児湯郡(市)町村議会議長会が先日要望した

ものの中から、2つの要望について、取組状況をお伺いします。

まずは、県道尾鈴川南停車場線の山本小学校から川南病院までの歩道整備についてお伺いたします。

○県土整備部長(西田員敏君) 歩道整備につきましては、市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」の要対策箇所のうち、交通量や事故発生状況等を踏まえ、緊急度の高い箇所から順次整備を進めているところです。

県道尾鈴川南停車場線につきましては、川南町が策定した同プログラムに基づき、令和元年度より、歩道未整備区間である川南病院から川南小学校間の整備に取り組んでいるところであります。

議員お尋ねの山本小学校から川南病院間は、歩道が片側に整備されておりますが、今後、中学校の統廃合により利用者が増えることが考えられることから、学校関係者や川南町などと連携し、必要な対策について検討してまいります。

○山下 寿議員 次に、県道都農綾線の三日月原地区の冠水対策についてお伺いします。

○県土整備部長(西田員敏君) 県道都農綾線の三日月原地区につきましては、大雨発生時に道路排水が流れにくく、さらには、その接続先である都市下水路等の流下能力が十分でないため、冠水が発生している状況にあります。

このため、地元の皆様の御意見も伺いながら、排水能力の高い側溝蓋に交換するなど、早期に対応可能な対策を実施するとともに、都市下水路等の管理者である都農町と、対応策について協議を重ねているところであります。

冠水対策につきましては、道路排水だけではなく、都市下水路の流下能力の向上などを含

め、雨水を速やかに河川などへ排水する計画を流域全体で検討していく必要がありますので、引き続き、都農町と連携を図りながら取り組んでまいります。

○山下 寿議員 このことも、よろしく願いしておきます。

次に、今後の農業問題についてお伺いします。

県は11月19日、新富町の採卵養鶏農場で高病原性鳥インフルエンザの疑いがある鶏が見つかったと発表しました。

2シーズンぶりの発生に、周辺市町村に衝撃が走りましたが、日頃の管理体制と備えのおかげで、16万羽の殺処分を速やかに完了することができたそうです。関係者の御尽力に感謝を申し上げます。これ以降、鳥インフルエンザが発生しないことを切に願います。

さて、宮崎県は第1次産業が主力であります。私たちは農地を一家の大切な財産として守ってきました。私が住む川南町は開拓者の町と呼ばれ、戦後、全国からたくさんの人たちが入植され、人力で開墾し、農地が生まれました。

10月の消費者物価指数の上昇率が3.6%と、40年8か月ぶりの伸びとなり、消費税増税後の2015年3月以来の高水準となりました。

物価高の勢いに賃上げが追いつかない状況になれば、景気の下振れの圧力が高まり、景気が後退した結果、農林水産業がそのあおりを食らうこととなります。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。

子牛価格が低下しておりますが、その対策についてお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 配合飼料をはじめ資材価格の高騰が続く中、10月の子牛価格

は56万4,000円と、昨年同期と比較して16万円低下しており、生産者は今後の経営が見通せない状況に大きな不安を抱えているものと認識しております。

現在、子牛価格が発動基準を下回った場合に奨励金が交付される、国の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業や、配合飼料価格の生産者積立金に対する一部助成などにより、畜産農家の経営安定化に努めているところです。

一方、競りの状況を見ますと、発育のよい子牛は高値で取引される傾向にありますことから、県といたしましては、JAなどの関係機関とも連携しながら、飼養管理技術の徹底による発育のよい子牛づくりとともに、経営診断による効率的な畜産経営を支援してまいります。

○山下 寿議員 とにかく、日本一和牛の宮崎県ですから、このまま手をつけないと、これではやめてしまおうとなかなか増やすことはできないと思いますので、どうか丁寧な手当てをお願いしておきたいと思います。

農林水産業が景気後退のあおりを受けた結果、後継者の成り手がなくなります。そうすると、農地はどうなるでしょう。人の手が入らなくなり雑草が生い茂り、有害鳥獣のすみかとなって、耕作放棄され農地が荒廃していきます。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。

県内の荒廃農地の状況についてお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 荒廃農地は、通常の農作業では作物の栽培が不可能となっていると市町村と農業委員会が判断した農地で、令和2年11月末時点での本県の状況は、耕地面積の4%に当たる約2,860ヘクタールとなっております。

このうち、再生利用が可能な荒廃農地は約1,254ヘクタールで、また、森林の様相を呈しているなど、再生利用が困難な荒廃農地は約1,605ヘクタールとなっております。

○山下 寿議員 荒廃農地をそのまま放置していても何のメリットもありません。そのため、農地以外の目的でその土地を利用しようとする場合、農地転用許可や非農地の確認などを受けなければなりません。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。

再生利用が困難な荒廃農地の非農地化の判断についてお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 再生利用が困難な荒廃農地の非農地判断につきましては、国の通知により、農地への復元が著しく困難であったり、農地に復元しても継続利用が見込まれない場合は、農業委員会が非農地判断を行うこととなっております。

一方、非農地判断に際して、農地の集団化や周辺農地の営農への支障についても配慮する必要があるため、優良農地の確保を目的とする農業振興地域制度との整合性を図ることも重要であります。

このため、県としましては、非農地判断を行う農業委員会に対して、農業振興地域制度を所管する市町村と調整を図りながら、適切に非農地判断を行うよう指導しているところです。

○山下 寿議員 農地のまま活用する方法も考えられます。最初に質問しましたカーボンニュートラルにつながることなのですが、荒廃農地に成長が早い木を植え、杉などの木材よりも早いサイクルで伐採できれば、CO₂削減目標達成に貢献できるのではないかと考えます。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。

バイオマス燃料としても活用できる早生樹等

を農地に植樹して活用する場合の、農地転用の取扱いについてお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 農地に杉などの植樹を行う場合には、基本的には、農地法に基づき、都道府県知事等による農地転用の許可が必要となります。

しかしながら、ハコヤナギ等の早生樹を植樹する場合には、一定の要件を満たせば農地転用の許可が不要になる場合があります。

市町村農業委員会では、肥料の散布や下草刈りなど、農地としての管理を継続的に行っているか、周辺農地への影響はないかなどを確認した上で、農地転用許可が必要かどうか判断しますので、早生樹の植樹を行う場合には、事前に市町村農業委員会への相談が必要となります。

○山下 寿議員 最後に、台風第14号による被害の今後の対応についてお伺いします。

今年、宮崎県に甚大な被害を及ぼした台風第14号による被害は、特に山間部が大きく、道路や農林水産業等、合わせて約700億円余に上るとお聞きしました。

また、3名の方がお亡くなりになりました。御冥福をお祈り申し上げます。

近年、台風などによる災害は、地球温暖化などの影響を受け激甚化する傾向にあります。そのため、危機管理局におきましては、避難に係る情報等についての的確な情報発信に努めていただくよう、改めてお願い申し上げます。

さて、今回の台風第14号では、線状降水帯の発生などにより、特に山間部の被害が甚大でありました。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。

台風第14号による森林・林業関係被害についてお伺いします。

○環境森林部長(河野譲二君) 森林・林業関

係の被害は、11月8日時点で、被害箇所が665か所、被害額が111億8,600万円となっており、県内各地で確認されております。

そのうち、林道被害は180路線460か所で、のり面や路肩の崩壊等の被害が発生しており、被害額は40億2,700万円となっております。

また、山腹崩壊等の林地被害は98か所で、被害額は69億3,100万円、立木の折損・倒伏等の森林被害は21か所で、被害額は1,000万円となっております。

その他、九州自然歩道の一部崩壊など、自然公園の被害が3か所、木材加工・流通施設の被害が5か所、ほだ場損壊等の特用林産物生産施設の被害が78か所で確認されております。

○山下 寿議員 先ほど報告がありましたとおり、林道被害が460か所、林地被害が98か所、森林被害が21か所、特用林産物生産施設被害が78か所、木材加工・流通施設被害が5か所など、かなり多くの被害が発生しているようです。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。

森林・林業関係の被害復旧の見通しについてお尋ねします。

○環境森林部長（河野譲二君） 林道被害につきましては、来年1月までに実施されます国の災害査定を踏まえ、管理者である市町村等が優先順位をつけて3か年計画で復旧が行われることとなります。

また、林地被害につきましては、県において、道路などの重要な保全対象がある箇所は、今年度の災害関連緊急治山事業等で、それ以外の箇所については、来年度以降の事業で復旧してまいります。

そのほか、被災した九州自然歩道は、本年度の予算等で計画的に復旧していくとともに、森林や特用林産物生産施設の被害につきまして

は、国庫補助事業等を活用して、早期の復旧に向けて森林所有者や生産者を支援してまいります。

県としましては、国や市町村、関係機関等とも連携しながら、迅速な復旧に全力で取り組んでまいります。

○山下 寿議員 特に林道被害については、林業経営に大きな影響を及ぼします。素材業者は林道から山へ入り、木を伐採し林産物を搬出するわけではありますが、林道が復旧しないと山に入ることもできません。つまり、伐期を迎えた山に入ることができなければ、伐採した木材を搬出することができないわけでもあります。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。

台風第14号の被害で木材の搬出に支障を来していないか、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 素材生産業におきましては、県北を中心に多くの林道や作業道が被災し、木材の搬出ができない箇所や、高性能林業機械を現場から移動できない箇所もあると伺っております。

また、県営林等におきましては、今年度予定していました利用間伐の入札を公告後に中止するなどの影響が生じているところでもあります。

なお、先月の県内原木市場の取扱量は、例年と同程度となっておりますが、林道等の復旧状況によっては、今後の出材や木材価格に影響が生じる可能性もありますので、引き続き、原木市場への出荷状況などの動向を注視してまいります。

○山下 寿議員 以上で、準備しました質問については全て終わりました。

明快な御回答をありがとうございました。終わります。（拍手）

○中野一則議長 次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。通告に従いまして質問いたします。

高知県中央部の中山間地域に位置するところに、日高村という人口約5,000人の小さな村があります。この村の取組が今注目されています。

全国的に人口減少と高齢化が加速する中で、デジタル化という新たな潮流と相まって、いかにデジタル技術を活用し、住民サービスの維持・向上を図っていけるか、地方行政における大きな課題の一つではありますが、この日高村は昨年、「村まるごとデジタル化」という名前の新しい事業に着手しました。

文字どおり村全体をデジタル化してしまおうというこの事業、「村まるごとデジタル化」の第一歩として村が始めた取組は、スマホの普及率100%。村民全員にスマートフォンを持ってもらい、それを村の社会インフラの基盤として位置づけ、活用していくことで、様々な課題の解決を図っていこうというのであります。

一見奇抜にも思えるこの事業、その内容は本質を突いた、的を射た発想で、身の丈に合ったデジタル化を目指しており、「不釣り合いな先進技術ではなく、ちょうどいい技術でコストも低く味変できる」と村がアピールするとおり、計画をして実行に移った後も、課題が見つければ事業途中で何度も改善を繰り返す「アジャイル型」と呼ばれる事業手法を採用している点が特徴的です。

この日高村は、KDDIなど民間事業者2社と包括連携協定を結び、昨年6月から事業を開始。村の高齢者を対象にした週1回のスマホ教室や、スマホを持たない高齢者に利便性を伝えるため、村内約50か所に村の担当者が出向いて説明会を実施。操作上の不安などにマンツーマ

ンで対応する「スマホよろず相談所」を保健センター内に常設したほか、端末の購入補助として最大1万2,580円分の地域通貨を付与しました。

こうした取組により、村のスマホ所有率は1年間で15.2ポイント上昇。特に70代の伸び率が最も高く、1年間で3割増加、今年6月時点の村民のスマホ所有率は、70代で7割、60代で9割、村全体で8割と、成果は顕著に現れています。

「村まるごとデジタル化事業」の立案者は、日高村役場企画課の安岡周総さん。この方は村のホームページにも登場されておりますけれども、今風の30代の若手職員であります。

その安岡さんが、「スマホの普及はあくまでも手段。日常的に使いこなしてもらうことが大事」と言うように、村はLINEアプリをはじめ、健康、防災、地域通貨の4分野のアプリ活用を推奨しながら、関連する施策を打ち出しています。

例えば、歩数や体重などを記録できる健康アプリを利用し、歩数に応じて地域通貨を付与するサービスを導入したところ、利用者の歩数が3か月間で1.5倍に増加。スマホの積極的な利用が村民の健康推進につながったほか、県の防災アプリを推奨、活用することで、村の災害情報の迅速な伝達にも役立てています。

今年度、日高村はスマホの普及で構築したデジタル基盤を基に、過疎化など村が抱える課題解決に向けて実証事業を行うため、全国から事業者を募り、その中から採択した企業との連携を始めました。私も、この村の今後の事業展開に大変関心を持って注目しているところであります。

本県に目を移しますと、さきの議会で示され

た県の次期長期ビジョンの策定にも、その背景には、少子高齢・人口減少の進行、気候変動問題、価値観や行動の変化、デジタル化など、近年の予想を超えたスピードで進む社会変化がありました。

昨今の急速な社会情勢の変化に対応するために、既成の枠に捉われない大胆な取組や人材登用、柔軟性とスピード感のある業務の見直し・改善など、変化には自らの変化で対応しようと改革に取り組む企業・団体、また自治体も少なくありません。

本県におきましても、政策・ビジョンの実現のためには、時に思い切った手法の採用や実行も必要ではないかと考えますが、県政における行政改革、組織改革について、知事の考えをお伺いします。

続けて知事にお伺いします。

12月の知事選挙まで一月を切りました。議会におきましても、明年4月の改選を控え、4年間の任期も終盤に差しかかっています。振り返りますと、4年前には想像もしなかった新型コロナウイルスの拡大と長期化によって、多くの時間と労力を感染症対策に費やし、県民生活はもとより県政におきましても、また私どもの議員活動におきましても、大変大きな影響を受け続けてきたとつくづく思います。

感染第7波が8月にピークを越え、9月後半から10月にかけて小康を保っているように思われましたが、ここに来て今月15日に605人、22日に750人と一日の感染者数の増加が再び目立つようになり、知事からも先日、「第8波の入り口にある」と、基本的な感染対策が改めて呼びかけられたところであります。

第7波並み、あるいはそれ以上とも言われている感染第8波の到来に備えて、知事はどのよ

うな姿勢で臨まれるのか、お伺いします。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。まず、行政改革についてであります。

社会情勢が大きく変化する中、多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、戦略的に施策を進めていくためには、新たな発想を持った人材の育成に加え、柔軟な組織運営が重要であると考えております。

行政課題としましては、部局横断的な対応が求められるもの、また突発的なものなどが増えておりますので、これらには、私をトップとします本部会議や所属の異なる職員が、特定の期間、集中的に業務を遂行するプロジェクトチームを活用することで、組織、分野を超えた職員同士の連携・協力を図るなど、機動的な対応を行うこととしております。

現在策定を進めております新たな行財政改革プランでは、人材育成を含めた組織力の強化のほか、新型コロナへの対応を機に加速しましたデジタル化等にも焦点を当てるなど、県民サービスについても、より一層の向上を図ることとしております。

社会変化にしなやかに対応できる体制を構築し、県民本位の行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス第8波への対応についてであります。

これから年末年始に向けて、感染再拡大に加え、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。全国的には既に感染の拡大が始まっております。多数の発熱患者にも対応可能な保健医療体制の構築が急務と考えております。

このため県におきましては、現在、医師会等と連携し、検査や外来医療体制等のさらなる強化を図るとともに、オミクロン株対応ワクチン接種の加速化に全力で取り組んでいるところであります。

新型コロナへの対応につきましては、ウイルスの変異に加え、検査、ワクチン、治療薬、そして飲食店等の各対策の進展も踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立が求められているものと考えております。

私としましては、今後、ウイルスの病原性の変化や爆発的な感染拡大により、医療機能が不全に至るおそれがない限りは、これまでのような強い行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、強化した保健医療体制の下で、一定の感染を受け止め、医療の逼迫を防いでいきたいと考えており、このような方針で第8波に対応してまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 県の感染第8波への対策について、続けて質問いたします。

9月26日に感染者の全数届出が見直しをされました。このことは新聞等でも、感染者の全数把握の簡略化が26日から全国一律で適用され、これに伴い、県内でも感染者への対応が大きく変わる、市町村別の感染者数や自宅療養者数などは把握できなくなり、約2年半続いた感染動向の把握や対応は、重症化リスクの高い人に特化した形に移行するなど報じられました。

このときに誤解が生じたのか、毎日発表されている一日の感染者数にも、それ以降は重症化リスクの高い人に特化した数字が適用されていると思込んでいる人、間違った認識をしている人が、実は多いのではないかと感じています。

一日の感染者数は、直近の県内外の感染状況

や感染リスクを判断する目安として、個人の感染対策行動にも影響するものと理解しておりますが、今後、県民に向けて注意喚起を促す際には、そのことも踏まえて、より丁寧な説明が必要ではないでしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 全数届出の見直しは、第7波の爆発的な感染拡大を受け、医療機関等の負担軽減を図りながら、高齢者・重症化リスクのある者を守る対策を確実に実施していくため、国の方針により、9月26日から全国一律で導入されたものであります。

具体的には、医療機関からの患者の発生届出につきまして、これまで全例が必要であったものを、65歳以上の者、入院を要する者、重症化リスクがあり治療薬の投与または酸素投与が必要と判断される者、妊婦の4類型に限定する形で見直されたものであります。

一方で、感染者数につきましては、医療機関等から毎日全数が報告されており、県において日々発表しております新規感染者数は、従来と同じく全数となっております。

今後とも感染動向を踏まえ、県民に対し注意喚起等を行う際は、この点も含め、丁寧な説明に努めてまいります。

○坂本康郎議員 日本より半年早く冬を迎えた南半球で、インフルエンザの流行が起きています。水際対策の緩和で海外から国内にウイルスが持ち込まれる可能性が高いことなどから、この冬、日本では新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行、感染対策が懸念されていますが、県の対策を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) この夏の第7波では、オミクロン株の強力な感染力もあり、検査を目的とした多くの方々が発熱外来を

受診された結果、医療機関が逼迫する状況となりました。

このため、新型コロナとインフルエンザが同時流行するような極めて厳しい状況に備えまして、検査・外来診療体制の拡充を図るとともに、重症化リスクに応じた医療機関の受診や療養の流れが重要となってまいります。

具体的には、重症化リスクが低く症状が軽い方につきましては、新型コロナの検査キットで自己検査を行っていただくこととしており、そのために必要な抗原検査キットや解熱鎮痛剤等の備蓄をお願いしているところであります。

引き続き、県民の皆様にも、基本的な感染防止対策のほか、インフルエンザワクチンの早期接種について周知を図り、同時流行に対応可能な医療提供体制の確保に努めてまいります。

○坂本康郎議員 第8波では、子供を中心に感染拡大するおそれを指摘する専門家の知見が見られます。新型コロナとインフルエンザの同時流行が危惧される中、免疫の低下による子供への影響、肺炎やインフルエンザ脳症の併発など、命を落としかねない危険があることも心配されています。

子供を中心にした感染拡大について、県の対策を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 第7波では、10代以下の感染が多く、家庭に持ち込まれた後、社会全体へ大きく広がったものと考えられます。現在、10代以下の子供の感染が再び増加傾向にあり、これ以上感染を広げないためにも、子供に対する感染防止対策が重要となります。

そのため、まずはワクチン接種の促進が課題であると考えており、重症化予防効果等について県民に分かりやすく周知を図りながら、12歳

以上へのオミクロン株対応ワクチンの年内接種や、小児や乳幼児への積極的なワクチン接種の検討を呼びかけているところであります。

さらに、子供たちの学びの場となる小学校や教育保育施設等におきましては、各施設に応じた感染対策マニュアルの下、引き続き、インフルエンザとの同時流行に備え、基本的な感染防止対策を講じていただくとともに、新型コロナの検査体制の強化についても進めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 令和2年2月から3月の、いわゆる感染第1波の時期を振り返りますと、感染対策として突然実施された学校の臨時休業により、現場では大変混乱していた様子が思い出されます。

新型コロナの感染流行は、日本の学校教育におけるICT化の遅れを認識させられる機会にもなりました。その後、国のGIGAスクール構想の前倒しもあり、整備が進められ、学校現場では、1人1台端末や高速通信ネットワークなど、学習環境の整備が一通り終わっているものと理解しております。

昨年策定されました、県の「教育の情報化」推進プランにも、「新しい教育様式の確立」として、「対面とオンラインの併用による教育の推進」「ICTを活用した学習活動や遠隔教育の推進」に取り組んでいくことがうたわれていますが、今後、感染の再拡大によって、再び学級閉鎖をせざるを得ない場合など、各学校ではオンライン授業が実施できる状況にあるのか、現状を教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本年2月に文部科学省が行った調査では、県内小中学校の約85%が、臨時休業等の非常時に、児童生徒が端末を持ち帰り、ICTを活用した学習を行う準備を

していると回答しております。

新型コロナウイルス感染症第7波の際には、教室と家庭をつないだオンライン授業や、タブレット端末を活用して課題に取り組むなどの学習を実施した学校もありました。

県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村と連携しながら、子供たちの学びを止めないための環境づくりに取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 これもコロナ禍の影響ではないかと見られていますが、先ほど山下議員の質問でも触れられておりましたけれども、全国の小中学校で昨年度に不登校だった児童生徒が24万4,940人と過去最多になったことが、文部科学省の調査で判明しました。9年連続の増加で、前年度比25%増と過去に例のない増え方であります。

本県におきましても全国と同様の傾向が見られるようではありますが、不登校児童生徒の急増の要因について、教育長に御見解をお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 国の調査によりますと、全国の不登校児童生徒数は9年連続の増加となっており、要因としては、無気力・不安が最多であり、次いで、生活リズムの乱れ・遊び・非行が挙げられております。

文部科学省では、その背景として、新型コロナウイルス感染症により生活環境が変化し、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等が考えられると分析しております。

本県の不登校児童生徒数も、全国と同様に増加傾向を示しておりますことから、コロナ禍における影響もあるのではないかと考えておりま

す。

○坂本康郎議員 加えて、不登校児童生徒へのオンライン授業の活用について、県内の取組状況を教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 文部科学省の調査によりますと、本県において、学校がICT等を活用して不登校児童生徒を出席扱いとした数は、令和2年度より大幅に増加しております。

具体的には、自宅から、朝の会・帰りの会に参加したり、希望した期日・時間に授業の様子をオンラインで受信したりしております。

これは、1人1台端末による通信機器の整備が進み、オンラインによる学習を児童生徒に提供できるようになったことが背景にあると考えております。

県教育委員会といたしましては、今後も、市町村教育委員会と連携しながら、不登校児童生徒に対するICT等を活用した学びを、多様な学びの一つとする取組を進めてまいります。

○坂本康郎議員 次に、公的支援を受ける子供への配慮について質問させていただきます。

経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費、修学旅行費など費用の一部が援助される就学援助制度があります。

援助の対象になるのは、生活保護を受けている、または受ける必要がある児童生徒の保護者と、それに準ずる程度に困窮していると市町村の教育委員会が認めた児童生徒の保護者です。

この就学援助制度を申請する際に、本県では、申請書や決定通知書のやり取りを、担任と子供を介して行っている自治体が見受けられます。

このやり方は、生活に困窮する家庭と子供を特定することにつながりかねない問題と、保護

者の所得など極めてプライバシー性の高い個人情報や学校が預かるリスクの問題があります。

就学援助制度を申請する保護者及び児童生徒の情報、端的に言いますと、誰が就学援助を受けているかということを知っておく必要があるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） もとより、学校における情報は、プライバシーの保護を第一に厳格に管理することが前提であります。その上で、児童生徒一人一人に適切な支援を行う上で、家庭の状況を把握することは大変重要なことだと考えております。

中でも、就学援助費を支給するために必要な、給食費や修学旅行費など実費に関する情報につきましては、学校でしか把握できない情報でありまして、支給事務を行う市町村に対し、就学援助対象者の情報を提供する必要があります。

以上のようなことから、申請において、学校が保護者や児童生徒の情報を把握しておくことは必要であると考えております。

○坂本康郎議員 これは他県の事例になりますが、今年10月に実施された修学旅行の旅先で、生徒に全国旅行支援クーポンを配った際に、公的支援は二重には受け取れないと誤解して、就学援助を受けている生徒7人を除外して配布していたことが分かり、問題になっています。

新聞には、「修学旅行では3年生31人が2泊3日で岩手県を訪問。宿泊先のホテルで1人6,000円分のクーポンを教師が配布する際、家計が苦しく援助を受けている生徒を別室に集め、配らなかつた。除外された生徒の保護者が学校側に相談し発覚した」と。

このことについて、「「とんでもない事例」と教育評論家の尾木直樹さんは批判。配布時に

7人が隔離されたことに関しては「援助を受けている生徒が特定されてしまう」と問題点を指摘した。困窮者支援のNPO法人「ほっとプラス」の藤田孝典理事は、「教育現場で、公的支援を受けていることは恥ずかしいという考えを生徒に植え付けることは絶対にしてはならない」と話した」とありますが、私もこのお二人と全く同じ意見であります。

そもそも、誰が就学援助を受けているか、先生が知らなければ起きなかつた事件でありますし、本県におきましても、その問題の本質は同じだと私は思っています。

もっと言いますと、児童生徒本人もそれを知る必要があるのか、できれば子供には知られたくないという保護者もいらっしゃるのではないかと思います。

この就学援助制度の制度上の対象者は、保護者です。保護者全員へ制度の周知をした上で、申請を希望する保護者が、各市町村の教育委員会へ直接、郵送やオンライン等で申請する仕組みに、早急に見直すべきではないでしょうか。

県教育委員会でもよく考えていただき、これは県の権限とか市町村の権限とかではなく、公的支援を受ける家庭の子供への配慮の在り方を、県の教育方針として、しっかり市町村へ伝達、共有を図っていただくよう要望いたします。教育長に御見解をお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 就学援助制度につきましては、市町村において、それぞれの実態に応じて事務手続を行っている状況であります。

申請書類や認定通知を取り扱っている学校におきましては、児童生徒が支援を受けることに後ろめたい気持ちにならないよう配慮した対応をしておりますが、議員御指摘のとおり、保護

者等には、個人情報 の取扱いに不安を抱いている方もいらっしゃるかと存じます。

県教育委員会といたしましては、今後、各市町村の取組を共有したり、仕組みについて協議する場を設定するなどして、市町村に必要な検討を働きかけてまいります。

○坂本康郎議員 次に、掲示板やSNSなどのインターネット上の個人への誹謗中傷による被害について、相談件数や検挙件数など県内の状況を、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(山本将之君) 令和3年中のSNSサイト等サイバースペースにおきます名誉毀損・誹謗中傷に関する警察安全相談件数は、97件であります。本年10月末現在では87件となっております。平成29年・30年のこの種相談が200件前後であったのと比較いたしますと、今は減少傾向でございます。

次に、サイバースペースにおける名誉毀損・誹謗中傷に関する検挙件数につきましては、令和3年中は4件で、本年10月末現在では1件となっております。

○坂本康郎議員 この問題は、匿名のまま不特定多数に向けて特定個人の誹謗中傷を書き込んだり、特定個人のアカウントに対して一方的に誹謗中傷のメッセージ等を発信したりするもので、匿名性を悪用した極めて悪質な犯罪です。

今年7月に侮辱罪が厳罰化されたことに加え、10月には改正プロバイダ責任制限法が施行され、誹謗中傷行為をした投稿者を特定するための手続が簡素化されるなど、法整備も進んでおります。

被害をなくしていくための県の取組を、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(山本将之君) SNSサイト等サイバースペースにおける名誉毀損・誹謗中傷等の

被害防止に向け、警察といたしましては、小中高、大学等で実施しております防犯講話やサイバーセキュリティカレッジにおきまして、ネット上における情報リテラシーを周知するとともに、SNS等への安易な書き込みや転送等が犯罪になり得ることを注意喚起するなどの広報啓発を行ってございます。

また、悪質な書き込み等に関する相談が警察に寄せられた際には、プロバイダに対する削除要請の手続を教示するなどして、被害拡大防止に向けた対応を行うなどしております。

サイバースペースにおけるこの種相談には、警察本部及び警察署に設置している警察安全相談窓口において対応しているほか、警察本部のホームページでも相談を受けてございます。

○坂本康郎議員 警察本部におかれましては、ぜひ今後も、最新の技術と最新の情報を更新しながら対策を講じていただくと同時に、もし被害に遭われても、警察に相談することで救われるケースも非常に多いと考えられますので、相談窓口の周知等に一層努めていただきますようお願いいたします。

次に、雇用・経済対策について質問いたします。

コロナ禍・物価高騰の影響で打撃を受ける多くの中小企業への支援策として、業態の転換や生産性の向上を図る企業を国が支援する補助金制度が創設・拡充されております。

さきの政府の総合経済対策にも、さらなる拡充が盛り込まれました。私も地元の事業者の方から相談を受けますが、事業の維持・拡大にこれらの制度を活用することは、大変有効な手段だと思っております。

中小企業支援を目的にした国の補助金、「事業再構築補助金」や「ものづくり補助金」につ

いて、県内事業者の応募状況、採択状況を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 国が昨年度から実施している事業再構築補助金につきましては、これまでに県内企業から合計720件の応募があり、このうち269件が採択されております。なお、県内企業の採択率は上昇傾向にあり、今年6月の第6回公募におきましては、89件の応募に対し49件が採択されております。

次に、ものづくり補助金につきましては、県内企業からの応募数は公表されておきませんが、平成24年度に公募が開始されて以来、合計1,048件の採択が行われており、今年5月の第11次公募においては、21件が採択されております。

いずれの補助金につきましても、採択数に変動はございますが、県内企業において広く活用されているものと考えております。

○坂本康郎議員 これらの補助金制度への応募及び採択後の事業者へのサポートはどのように行われているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 事業再構築補助金及びものづくり補助金につきましては、応募時には商工会議所や商工会、県産業振興機構等において、事業者の課題や取組内容を聞き取り、補助事業の要件確認から事業計画書のブラッシュアップまで、応募に必要な支援を行っていただいております。

また、採択後におきましても、県中小企業団体中央会を含めた各支援機関等において、事業実施に活用できる融資制度や様々な相談窓口の紹介など、事業終了まで、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を行っていただいております。

○坂本康郎議員 10月に委員会の視察で京都市

を訪ねた際に、市が企画・運営する「女性の働き方の幅を広げるデジタルスキル基礎講座」についてお話を伺いました。

基礎講座とはいえ、クラウドを活用したネットショップの作成やSNSマーケティングなど、実践的な内容が用意され、週1、6回の講座で構成されており、「女性向け」と特化している点が特徴です。

募集するとすぐに定員が埋まる状況が続いているとのことで、このような講座への女性のニーズの高さを感じました。

テレワークやリモートワークの普及など働き方の変化により、働きたい女性にとっては、デジタルスキルを身につけることで仕事の選択肢が広がり、収入アップにもつながることが期待されています。

女性のデジタルスキル習得のための支援について、県の取組を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、デジタル人材の育成の取組の一つとして、離職者等を対象に、基礎的なパソコンスキルからプログラミングまで、自分のレベルに応じて選択し、好きな時間に学習できるオンライン講座を、令和2年度から行っております。

これらは女性に限ったものではありませんけれども、昨年度は受講者83名のうち女性が36名、今年度は受講者82名のうち女性が50名と、女性の利用が多くなっております。

女性のデジタルスキル習得を支援し、就労を促進することは、女性の活躍の場の拡大や、不足するデジタル人材の確保にもつながりますことから、男女共同参画センターや女性・高齢者就業支援センターへの情報提供を行いながら、人材育成に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 次に、県の「みやざき女性・高齢者就業支援センター」についてお伺いします。

センターの開設から2年がたちましたが、ここでは特に、高齢者の相談件数や利用者の年齢層など利用状況を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 「みやざき女性・高齢者就業支援センター」は、女性と高齢者のための就業支援施設として、令和2年10月に開設しておりますが、高齢者の利用状況につきましては、開設から令和4年10月末までの相談件数が延べ2,004件で、就職決定者数は299名となっております。

また、利用者の年齢層につきましては、令和4年4月から10月までの利用者を年代別で見ますと、50代が6.7%、60代が38.8%、70代が53.1%、80代が1.4%となっており、利用者の平均年齢は69.3歳となっております。

○坂本康郎議員 センターの名称にあります「高齢者」について、何歳以上を高齢者として利用対象とするのか、一昨年のセンター開設の際に確認をしましたら、55歳以上が対象だとの回答をいただきました。

私は今月57歳になりましたが、センター開設のときにちょうど55歳を迎える時期にありましたので、それを聞いて大変複雑な気持ちになりました。私と同じ年代の人たちが、仕事の相談に高齢者就業支援センターに行くかという、恐らく行かないのではないかと思います。

一般的に50代の多くは、自分が高齢者だという自覚が、まずないと思われれます。また、50代の人たちが求める仕事が、高齢者就業支援センターに行けば見つかるとは、なかなか考えにくいのではないかと思います。

一方、思うように仕事が見つからない、決まらないという50代の人たちが多いこと、この年代の人たちが転職や再就職で大変苦勞されていることも事実です。私もそうした相談を受けることが間々ありますので、実感として、センターの役割は大変大きいと考えております。

そこで、センターが就労支援をする対象はそのまま、より幅広い年代の人たちがセンターを利用しやすいよう、ここはひとつ柔軟な対応で、名称の変更をしてはいかがでしょうか。商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 女性・高齢者就業支援センターは、開設から2年が経過し、労働力人口の減少等による人材の確保が喫緊の課題となる中、県民の皆様徐徐に定着し、利用者数も年々増加しております。

一方で、「高齢者」という言葉に対して違和感を持つ方もおられ、「施設の利用をちゅうちょする」等の声がありますことから、センター作成のチラシ等に「シニア向け」と併記する等の工夫を行っております。

高齢者の就労意欲が高まる中、センターの持つ役割はますます重要となってまいりますので、利用者や関係者等の御意見を伺いながら、センターの名称も含めまして、より利用しやすい施設となるよう、検討を行ってまいります。

○坂本康郎議員 次に、県営住宅の将来に向けた管理方法の見直しについてお伺いします。

これまで一般質問で度々取り上げておりますが、県営住宅では入居者の高齢化など社会変化に伴い、自治会活動に支障を来す状況が発生しており、団地自治会の運営や共用部分の管理について、長期的な視点に立った抜本的な見直しをお願いしてまいりました。

これに対して県は、3月に団地の自治会へア

ンケート調査を実施し、その結果、共益費の滞納や清掃活動への参加者の減少、班長などの成り手不足、草刈り作業などの一部を業者に委託せざるを得ない状況など、団地ごとの実態の把握をしていただいたところでもあります。

幾つかの団地の自治会役員や入居者の方から、私のところにも反応が寄せられており、今後の進展に皆さん大変関心を持って見守っていらっしゃいます。

実態を把握し、その次にどう進めていかれるのか、県の取組について県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県営住宅の共用部分の管理につきましては、アンケートの結果、議員御指摘のとおり、共益費の滞納や草刈り・清掃活動への参加者の減少など、一部の団地で入居者による管理に課題が生じていることが確認されたことから、将来に向けた管理方法を検討するため、先進的な取組について全国調査を実施したところです。

調査の結果、本県と同様に入居者が共益費を徴収し、管理をしている事例が大半を占める一方、自治体が共益費を徴収し管理を行っている事例や、自治体の支援により入居者が外部に管理委託することを検討している事例がありました。

いずれの方法についても、共益費の滞納の取扱いなど様々な課題が確認されたことから、今後は、詳細な分析を行うとともに、入居者の高齢化なども踏まえ、本県に適した管理の在り方について検討を進めてまいります。

○坂本康郎議員 この問題は、空き部屋対策や建物のバリアフリー化などの課題と併せて、今後ますます社会の高齢化が進む中で、避けては通れない課題です。

団地自治会の抱える課題の解決に注力することで、それが住みやすい住環境の維持や団地内コミュニティの活性化につながるなど、一定の好循環の軌道に乗るまで、ぜひ頑張ってくださいようお願いいたします。

次に、マンションの老朽化に伴う問題について質問いたします。

人口が集中する宮崎市をはじめ、県内には相当数の分譲マンションがあります。この中には、築40年を超えるものも増加しており、そこには、建物の老朽化と所有者の高齢化という2つの問題が存在します。

老朽化したマンションが適正に管理されずに放置されると、外壁の崩落など、周囲を巻き込む事故などのリスクが懸念されます。

本来、建物の経年劣化に対する適切な維持管理や修繕、場合によっては建て替えなどの対応は、マンションの管理組合が所有者から一定数の同意を得て進めることになっていますが、所有者の高齢化に伴い、相続などを経て、所有者の所在や連絡先不明というケースも増加しているようであります。

このような分譲マンションの老朽化の問題に対して、県ではどう対策していくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 本県の分譲マンションにつきましては、将来的に老朽化が見込まれることから、各マンションの管理組合による計画的な管理を推進する必要があります。

このため県では、令和2年6月に改正された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、適正な維持管理が見込まれる管理計画の認定制度や、管理組合に対する指導・助言などを盛り込んだ「宮崎県マンション管理適正化推進計画」を策定したところです。

管理計画の認定を受けると、リフォーム融資の金利引下げなどの優遇措置を受けられるため、適正な維持管理につながることを期待されます。

管理計画の認定は、町村区域においては県が、市の区域においては市が行いますので、今後は、関係市と意見交換を行い、推進計画の策定を促すとともに、県民へ認定制度の周知を図ってまいります。

○坂本康郎議員 次に、県の交通安全対策について質問いたします。

現在県では、「みんなの命を守る高齢者「制限運転」」の取組がなされています。

これは、免許証を返納すると、仕事や買物、通院など、生活に様々な支障が生じる高齢運転者が多い本県の実情を踏まえ、運転免許証を返納することなく、制限運転を宣誓して、自分自身で決めたルールを守ることで、交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようとする取組で、私も大変評価しております。

取組が始まって4年目に入りましたが、制限運転を宣誓された人数など受付状況と、事業の効果について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(山本将之君) 制限運転の宣誓者数につきましては、取組を開始した令和元年から本年10月末までに4,601名となっており、本年7月からは、市町村での受付に加えまして、警察署と運転免許センターでの受付を開始したところ、宣誓者が増加傾向にあります。

制限運転は、高齢運転者が、体調が優れないときや夜間には運転しないといった運転条件、ルールを自らに課していただき、それを市町村や警察署等において宣誓していただくものですが、この制限運転の宣誓により、安全な運転に資する効果があると考えてございます。

宣誓者からも、「自分でルールを決めることで、安全運転への意識が高くなった」などの声をいただいておりますので、引き続き、各市町村が高齢者クラブ等において行う普及活動を、警察としても連携して行ってまいります。

○坂本康郎議員 次に、信号機のない横断歩道における車の一時停止につきまして、私も車に乗って市内を行き来していますと、歩行者を確認して一時停止をする車が以前に比べて随分多くなった印象を持っていますが、いかがでしょうか。警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(山本将之君) JAF(日本自動車連盟)の8月末の全国調査でございますけれども、本県の信号機のない横断歩道における車両停止率は53.6%で、昨年より8.6ポイント上昇しております。

なお、全国平均は39.8%でございますので、本県の順位は全国第12位となっております。

○坂本康郎議員 今年の夏から、県庁楠並木通りをはじめ幾つかの信号機のない横断歩道が、紅白にカラー舗装されております。

非常に目を引く色合いで、私はそれを目にしたその日に、自分のツイッター等で紹介させていただきましたが、話題性も含めて、歩行者の安全につながる工夫が感じられ、大変評価しております。

この紅白にカラー舗装された横断歩道の設置状況や効果、今後の取組について警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(山本将之君) 警察では、歩行者事故が発生した場所や、横断歩行者が多い県内の信号機のない横断歩道27か所をモデル横断歩道に指定いたしまして、本年7月から8月にかけて、白色の横断歩道と横断歩道手前のダイヤモンドマークの周りを赤色で塗装いたしまし

た。

議員御指摘のカラー舗装化の効果につきましては、27か所の塗装前の平均停止率が56.9%であったのに対しまして、カラー塗装した後は69.6%と、12.7ポイント上昇してございます。

カラー舗装化の今後の取組といたしまして、停止率の推移を今後とも見定めてまいりますとともに、カラー舗装化の効果等について道路管理者に情報提供するなどして、普及に努めてまいります。

○坂本康郎議員 今、御答弁にありましたように、このような効果的な取組につきましては、ぜひ、道路管理者である県土整備部との間で情報共有を進めるなど、積極的な横の連携を図っていただき、一層の対策に努めていただきますようお願いいたします。

次に、道路管理者の取組について、道路交通の安全対策を行う上で、関係機関との連携がどのように取られているか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(西田員敏君) 道路交通の安全対策につきましては、歩道の整備や道路の拡幅、さらには交差点改良など、道路管理者として必要な対策を、交通管理者である警察をはじめ関係機関と連携し、鋭意進めているところであります。

特に、通学路や事故発生箇所等の安全対策においては、警察、PTA、地元市町村や自治会などと合同で点検や調査を行い、防護柵など安全施設の整備に加え、ドライバーへ注意喚起を促す路面標示の設置などの取組を進めているところであります。

県といたしましては、今後とも、関係機関と十分に連携を図りながら、必要な予算の確保に

努め、道路交通の安全対策にしっかりと取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 次に、避難対策についてお伺いします。

9月に本県を襲った台風第14号におきまして、県内各地で避難指示が発令された18日の避難行動など、県内の避難状況をどう分析されているのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監(横山直樹君) 去る9月の台風第14号は、平成17年に県内に甚大な被害をもたらしました台風第14号と、その規模やたどったルート、県内が暴風域に入っていた時間がほぼ同様で、避難所に避難した最大数も約1万2,000人と同規模でした。

一方、避難の動向について見てみますと、今回の台風では、暴風域に入った直後から避難者が大きく増えはじめ、そのピークも早くなったという違いがございます。

早期避難につながった要因としましては、県民の防災意識が高まったことや、气象台、県、市町村、マスコミ等が繰り返し早期避難の呼びかけを行ったこと、また災害救助法が早期に適用されたことによりまして、市町村による避難所の開設が促されたことなどが考えられます。

○坂本康郎議員 台風災害時の避難の在り方について、県は各市町村に対してどのように取り組んでおられるのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監(横山直樹君) 台風などによる風水害が予想される場合には、住民それぞれが置かれている状況に応じて、早期に安全な場所へ避難することが重要であります。

このため県では、市町村長による避難情報が適時的確に発令されるよう、市町村を対象に、避難指示発令の事例研究などを行う実務研修会

などを開催しております。

また、今回の台風第14号におきましては、県内が暴風域に入る前日に県の災害対策本部を立ち上げ、市町村と連携しながら、災害救助法の適用を決定したところであります。

これにより、避難所の設置主体が県となり、設置に必要な人件費、光熱水費、燃料費等の費用を負担することで、市町村の早期の避難所開設を促したところであります。

○坂本康郎議員 先日、福島県いわき市を訪ねました。その際に、いわき震災伝承みらい館の高田悟館長にお会いし、お話を伺う機会がありました。

いわき市は3年前の令和元年10月に台風第19号の直撃を受け、記録的な大雨によって夏井川など河川が決壊し、9名の高齢者が犠牲になりました。避難情報が届かなかつたのか、逃げ遅れてしまい、その大半が御自宅で命を落とされています。「震災を経験し、避難の重要性をどこの誰よりも知っていたはずなのに。震災から10年もたたないのに再び犠牲者を出してしまった」と、無念そうにおっしゃる高田館長のお話が大変心に残りました。

いわき市では、地域防災計画や業務継続計画などに基づく災害対応業務が、3年前の台風第19号の際に十分に機能したのか把握するとともに、課題を明らかにして、その結果を今後の防災対策に反映させるために、6回にわたり検証委員会を開き、特に「情報伝達の在り方」「要支援者への支援、避難の在り方」「避難所開設の在り方」について重点的に検証し、報告書にまとめております。

本県におきましても、要支援者の増加や自然災害が年々激甚化していることを踏まえ、今回の台風第14号の避難状況について、県内で地域

防災計画や業務継続計画などに基づく災害対応業務が機能していたのか検証する機会を設け、市町村との間で情報共有し、今後の防災対策、避難対策に反映させていただきますよう、ぜひお願いいたします。

以上で、用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただきましてありがとうございます。（拍手）

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分再開

○二見康之副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 皆さんこんにちは。自由民主党の佐藤雅洋です。

本日は、知事への激励と応援も含め、地元から緒嶋団長をはじめとする西白杵傍聴団、そして各地からおいでいただいております。よろしくお願いいたします。

我が地元、西白杵では、夜神楽の笛の音、太鼓の音が響く頃となり、たき火を囲んでかつぱ酒と煮しめやいなりずしの振る舞いがうれしい季節となりました。

どうぞ皆さん、今の季節の西白杵へおいでください。私が御案内をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問を進めてまいります。

知事の今回発表の政策提案に、「全国を代表する知事を目指している」とありました。大変すばらしく、県民にとりましても誇らしいことであり、ぜひとも成し遂げていただきたいと強

く思います。

そこで、我が国を取り巻く安全保障環境が格段に厳しさを増している状況でのお考えを、県民が誇れる、全国を代表する河野知事にお伺いいたします。

ロシアによる隣国への侵攻から既に9か月がたちました。ロシアの武力侵攻は、今年の初めには誰も想像していなかったほど国際情勢を大きく変化させました。中国による一方的な尖閣諸島などへの現状変更の試みや、台湾への圧力、北朝鮮による相次ぐミサイルの発射、ロシアによる北方領土不法占拠、南下による北海道侵攻の脅威など、我が国の防衛、そして外交は、かつてないほど困難な課題に直面しています。

8月には、米国のペロシ下院議長の訪台に反発し中国が発射したミサイルが、沖縄県波照間島南西の排他的経済水域（EEZ）に落下したとされ、また10月には、北朝鮮の弾道ミサイルが青森県の上空を通過し、5年ぶりにJアラートによる避難を呼びかける情報伝達が行われました。

さらに、今月18日には北朝鮮が、火星17と呼ばれるアメリカ全土をも射程に入れるとされるICBM級のミサイルを発射し、北海道渡島大島西の排他的経済水域（EEZ）に落下したとされています。

国においては、こうした情勢を踏まえ、防衛費の抜本的強化について議論が行われているところであり、年末にかけて国家安全保障戦略などが新たに策定されることとなっています。

防衛及び外交は、国家の専権事項と決まっているわけではないと、私は考えます。

この国に生きる国民の一人一人が、その地域に暮らす住民の一人一人が、この国の在り方

や、大切に守るべき家族、地域のことに思いをはせつつ、我が国の防衛力（守る力）の強化について、国民的議論を行うことが重要と考えます。

県や市町村においても、平素からの自衛隊等との連携、弾道ミサイルを想定した訓練の実施や避難行動の周知・啓発、あらゆる事態を想定した備えなど、重要な役割を果たす必要があると私は考えます。

こうした点を踏まえ、県民の命と暮らしを守る責務があると考えますが、知事の政治姿勢として、厳しさを増す安全保障環境に対する知事の思いを伺います。

次に、2035年に全線開通を目指しております森林基幹道高千穂日之影線について伺います。

両町のかげ橋ともなります乙女大橋が、先月10月23日に開通しました。地域振興と併せて、既に災害時のルートとして重要な役割を担っております。

開通式では、秋晴れの下、知事をはじめ江藤元農林水産大臣、歴代林野庁長官にも御挨拶いただき、地元神楽の奉納などもあり、大変すばらしい開通式となりました。

その開通式典に出席された感想と、今後の整備に対する思いを、本来であれば一番御苦労された環境森林部の河野譲二部長にお伺いしたいところでありますけれども、時節柄、河野俊嗣知事にお伺いいたします。

壇上の結びです。県を挙げてかなりの気合で臨んだ今回の第12回全国和牛能力共進会では、4大会連続の内閣総理大臣賞という大変すばらしい成績を収めました宮崎県チームですが、特にベテランと若手の連携の成果が見られました。

親から受け継いだ牛への愛情や、ベテランの

先輩から指導してもらった調教や手入れと仕上げの仕方など、技術をしっかりと伝承し、人を育てることが大事だと思います。

そこで、県としては、宮崎牛に携わる人たちの次回の全共に向けた人材育成、必勝の体制づくりについてどのようにお考えか、知事に伺います。

ここまでを壇上の質問とし、再造林、森林環境譲与税、森林経営計画、台風災害などの質問については、質問者席から行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。まず、安全保障問題についてであります。

本年2月に、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まりましたが、これは力による現状変更を行おうとするものであり、断じて容認できるものではありません。

また、アジア周辺におきましては、今月18日にも北朝鮮のミサイルが日本の排他的経済水域の内側に落下しており、北朝鮮による弾道ミサイルの発射実験は頻発化しております。

中国の軍事力の拡大、海洋進出の動きなど、我が国を取り巻く安全保障環境は急速に厳しさを増しているものと認識しております。

私としましては、我が国の平和と安全を守るため、国際社会の平和と協調のための不断の外交努力に努め、諸外国の協力関係をしっかりと深めていくことが重要であると考えております。

また、地方自治体におきましても、全国知事会において、沖縄における基地負担の問題、また日米地位協定の問題等を調査し、議論しております。

自治体としても、国としっかり連携を図りながら、できる役割分担、そしてしっかりとした

議論をしていくこと、これは極めて重要だと考えております。

国におきましては、引き続き、アジア太平洋地域における安定した平和と秩序づくりに積極的な役割を担うとともに、大きな不安を感じております国民に対しまして、安全保障の在り方に関する丁寧な説明を行っていただきたい、そのように考えておるところであります。

次に、森林基幹道高千穂日之影線についてであります。

この道路は、計画延長41.1キロメートルの林道であり、そのシンボルともなります乙女大橋の開通式典、先月23日に私も出席したところであります。

私も様々な道路や橋梁の開通式典に出席しておりますが、これほど会場までに長い道のりを通っていく場所はなかったと、それほど深い山奥に、この乙女大橋が整備された。

これまで、深い谷を挟んで目と鼻の先にありながら谷底まで下りていかなければ行き来ができなかった、高千穂町狩底地区と日之影町乙女地区を結ぶ、地元の皆さんが待ち望んでいた橋だということを、私も現地に行く中で改めて実感したところであります。

乙女大橋という随分ロマンチックな名前がつけられたんだなと思っていただけであります。集落の名前がつけられたということで、皆様の愛着というものも一層のものがあるかと思えます。

この橋が、開通式前ではありましたが、台風第14号災害による集落の孤立を防いだことを伺って、インフラ整備の重要性というものを改めて認識したところであります。

この林道の整備が進むことで、森林整備の推進や木材輸送の効率化はもとより、生活道や災

害時の迂回路、さらに神話スポットへのアクセス道としての利用など、西臼杵地域全体の活性化にも大きな効果があるものと期待をしております。

県としましては、引き続き、必要となる予算をしっかりと確保し、県民の皆様との連携を図りながら、令和17年度の全線開通に向けて全力で取り組んでまいります。

最後に、全国和牛能力共進会についてであります。

私も会場で応援したところではありますが、その感動がよみがえってまいります。これまでの大会と比べてもレベルが高い、しかも、これまでしのぎを削ってきた鹿児島県における開催、言わばアウエーにおける厳しい戦いでありました。

その中で、出品牛全てが上位の成績を占めるとともに、史上初となる4大会連続内閣総理大臣賞を獲得したこと、そして、おいしさ日本一のお墨つきを得たこと、これは大変大きな成果であったと考えておりますし、生産者をはじめ関係者の皆様の御努力に対しまして、改めて敬意を表するものであります。

こうした素晴らしい成績に加えて、今回は、ベテラン出品者はもとより、本県の若手担い手が躍動した大会、将来につながる大会だったということが、これも大きな手応えが感じられる成果であったと考えております。

とりわけ、20歳代の活躍もあった西臼杵地域などは、将来の本県の畜産を担う若手後継者が着実に育ってきているものと、頼もしく感じたところでもあります。これは、若い担い手に、経験豊富な出品者や技術者が惜しみなく技術を伝授し、地域ぐるみで支えてきた取組の成果だと思えます。チーム宮崎はしっかりと連携が図ら

れているなど、手応えを感じたところであります。

また、小林秀峰高校の活躍も素晴らしいものがありました。昨日は祝賀会がありまして、秀峰高校の取組発表の映像を見て、私は会場の後ろで一人でぼろぼろ涙を流しておりました。

練習風景を見に行ったんですが、そのときと比べても子供たちがぐっと進歩して、あの大舞台でこれだけ立派にやってもらったということ、素晴らしいなど、やはりこれも将来につながるなど手応えを感じたところであります。

今回の成績を次回以降へとつないでいくため、引き続き新たな世代を育てていく必要がありますことから、それぞれの地域での一層の連携や、チーム宮崎の結束力をさらに高め、着実に技術が継承されていくよう取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員 知事、ありがとうございます。

乙女大橋たもとの山中神社での奉納神楽は、高千穂、日之影、町境を越えた郷土のお祭りが行われてきています。豊富で充実した森林資源、伐期を迎えた杉やヒノキなどを運び出す準備が着々と進み、地元の期待は大きく高まっています。森林基幹道高千穂日之影線の早期開通をよろしく願いいたします。

今回の全共は北海道です。技術だけでなく、牛を知り尽くし、市場流通をも学び、経営ができる人材を育てることも、宮崎牛ブランドに欠かせない大事なことだと考えますので、5大会連続の内閣総理大臣賞を目指し、主役である牛を心から愛する方々への引き続きの強い御支援を要望いたします。

牛づくり日本一の宮崎県は、杉生産も31年連続日本一であります。環境森林部及び関係者の

皆様の御貢献と、たゆまぬ御努力に敬意を表します。

杉生産日本一の森林県宮崎において、山を育てる、木を育てることは大変重要であります。世界的な環境問題を考える上でも、森林の果たす役割は大きなものがあり、その大切な資源、その先の子供たちの未来のため、再造林までしっかりと考えておく必要があります。

しかし、厳しい現実が立ちはだかり、特に再造林に対する森林所有者の意識低下や担い手不足が課題となっていますが、県としての対策について環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 再造林を推進していくためには、森林所有者の意欲の向上や担い手の確保が大変重要であると考えております。

このため県では、森林所有者との座談会等を通じて、再造林の必要性や山元立木価格などについて、市町村や森林組合と協力して周知を行うとともに、主伐収入と補助金により林業経営が成り立つことについて普及を行うなど、森林所有者の再造林意識の醸成を図っているところであります。

また、新たな造林担い手として期待される「ひなたのチカラ林業経営者」の育成に向けて、省力化・軽労化につながる資機材の導入や、造林作業に従事する新規就業者の継続雇用などへの支援を行っているところであります。

県としましては、今後とも、市町村や森林組合等と連携し、再造林対策にしっかりと取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 山を育て守ることの崇高さを知らしめる必要があります。

多様な恵みを与えてくれる森林を県民みんなで守り育てていく仕組みの一つとして、平成18

年4月に宮崎県森林環境税が導入されました。

この税を活用して、県民による森林づくり活動の支援や、災害に強い森林づくりなどが行われています。

片や、令和元年に創設された国の森林環境税及び森林環境譲与税は、地域の森林経営管理の強化を図るため、主に市町村が行う森林整備の促進等を目的としており、県のものとは金額や使途が異なりますが、導入以来、市町村における活用は着実に進んでおり、特に中山間地域等の森林の多い市町村での活用額は大きく増加しております。

近年、気候変動による激甚災害が頻発化している中、台風や大雨によって山にたまった水が一気に下流に流れ出て起こる洪水被害が多発しています。

森林を整備し再造林することは、災害被害の低減にもつながり、森林の有する防災や保水機能を高めることにつながります。国の森林環境譲与税について、森林の多い市町村への配分を高めるよう見直しを進める必要があると考えます。それが国を守ることにはなりますが、県の考えを再度、部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林環境譲与税の譲与基準は、私有林人工林面積が50%、林業就業者数が20%、人口が30%となっており、以前から、森林の多い地域に、より重点的に配分されるよう基準の見直しが必要ではないかとの意見があることは承知しております。

基準の見直しについては、現時点で、国から具体的な情報が示されておりませんが、仮に、山間部など森林の多い地域に、より重点的に配分されるような見直しが行われた場合は、林業県である本県にとって追い風になるものと考えております。

県としましては、国の動向を注視しつつ、まずは森林環境譲与税について、より一層の有効活用が進むよう、市町村支援に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 同じ森林面積でも、なだらかな山の北海道などと違い、宮崎県の山林は切り立った山であります。北海道などの山は皿を伏せたような山、一方、我が宮崎県の山は一升瓶を立てたような山々です。

急傾斜地での森林作業は、機械などに頼れず人力による大変な作業であり、多大な労力が必要です。そのことも踏まえた見直しが行われるよう、国への要望が必要と、私は考えます。

あわせて、山づくりにとって重要な森林経営計画について伺います。

森林経営計画における間伐の実施基準が地域の実情に合っていない、計画を立てにくい、作業が進めにくいとの声が現場から聞こえてきますが、この実施基準を地域の実情に合わせることができないのか、部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林経営計画は、森林所有者等が、一定のまとまりのある森林を対象に、造林や間伐等の森林施業について作成し、市町村等が認定する5か年の計画であります。

計画では、過密化した人工林について、5年間で計画的に間伐を実施していくこととなりますが、その実施基準となる間伐面積については、市町村が策定する市町村森林整備計画で定める間伐の実施回数等に応じて算出されることとなります。

このため、県としましては、引き続き市町村に対し、地域の実情を踏まえた間伐の実施回数等を市町村森林整備計画に盛り込むよう指導・助言を行うとともに、森林組合等と連携しながら、

森林所有者による適正な間伐の実施を支援してまいります。

○佐藤雅洋議員 しっかりと市町村への指導・助言をお願いいたします。

東京2020オリンピックで世界中に木のぬくもりをアピールした国立競技場では、宮崎県産材をはじめとする国内の木材が大きな存在感を示しております。

高層ビルも、技術の進化により木造化が注目されております。私も林業活性化議員連盟の県外調査で、神奈川県横浜市にある大林組の日本初となる高層純木造耐火建築物を視察しました。木質化された空間がもたらすリラクゼーション効果や調湿効果に加え、風・光・香りなど自然を取り込むデザインや技術には目をみはるものがありました。

宮崎の木材が至るところで人々を雨、風から守り、宮崎の木のぬくもりが癒やしを与えることは、林業県宮崎が得意とする分野です。

県内外における木造化の取組や、中高層建築物等への県産材の販路拡大にどのように取り組んでいるのか、部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県内における販路拡大の取組につきましては、木造の設計スキルを持つ建築士の育成に加え、品質・性能の確かなJAS認証材等の供給体制の整備や普及促進を図るとともに、今年4月には、木造化・木質化を検討している建築関係者等を専門家が支援する相談窓口を、木材利用技術センター内に設置したところであります。

また、県外での取組としましては、川崎市と連携した利用拡大の取組を進めるとともに、今年8月に、大阪市内の複合商業施設内に設置した常設展示スペースを起点に、来月以降、関西圏の建築士や施工業者等を対象としたセミナー

や商談会の開催等を予定しているところであります。

こうした取組を通じ、県内外の中高層建築物等へのさらなる県産材の販路拡大を図ってまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。森林組合連合会をはじめ県木連、県素連、林業協会などの県内林業団体ともさらに連携を強化し、県産材の販路と需要拡大に取り組まれることを要望します。

九州中央自動車道は、九州中央部を東西に結び、九州の高速道路網の骨格をなす重要な路線であります。

産業、経済、文化の交流・発展を支える基盤として、九州の一体的発展に不可欠な路線ではありますが、お隣の熊本県のホームページによると、「九州の中央に位置するという地理的な特性を生かし、「すべての道は熊本に通じる」との考えの下、大規模災害発生時に熊本が九州における広域防災拠点としての役割を担えるよう、幹線道路の整備を進めている」とあります。

宮崎県高千穂町は、天孫降臨の地、日本の始まりの地ながら、最も遅れています。高速道路においては、始まりの地ならぬ最後の地となりそうであります。

しかし、私たちは諦めることなく、災害に対応する「命の道」、九州全体の産業を活性化させる「経済の道」「地方創生の道」として大きな役割を担う、九州中央自動車道早期全線開通に向けて声を上げていきます。

そこで、国土交通省から出向され、我が西臼杵へも何度も未事業化区間の平底―蔵田間18キロを走り抜け訪れていただいております、永山副知事に敬意を表して、九州中央自動車道県内

区間の事業進捗状況、事業化への思いについてお伺いいたします。

○副知事(永山寛理君) 九州中央自動車道につきましては、昨年8月に日之影深角―平底間が開通したほか、蘇陽―五ヶ瀬東間、高千穂―雲海橋間において調査設計が進められております。

また、五ヶ瀬東―高千穂間におきましては、橋梁10橋、トンネル6本の整備が予定されておりますが、五ヶ瀬東インター付近での橋梁などの工事が順調に進められ、1月には童里トンネルの入札が予定されるなど、工事が本格化しており、今後のさらなる事業の進捗に大変期待しております。

一方、県内では平底―蔵田間が、議員御紹介のように未事業化区間として残されており、南海トラフ地震など災害時における人命救助や救援物資の輸送のほか、広域観光や地場産業の振興のためにも、一日も早いミッシングリンクの解消が必要であります。

私は副知事に就任以来、県北地域、西臼杵地域を度々訪問する中で、豊富な観光資源をはじめ、素晴らしい自然の美や、先日も高千穂の夜神楽を舞わせていただいたところがございますけれども、この地域が持つ高いポテンシャルを私自身、肌で感じております。

私としましては、県北地域、西臼杵地域が持つ魅力ある資源を生かしていくためにも、事業中区間の整備促進とともに、平底―蔵田間の事業化に向け、私の培ってきた経験、そして人脈を最大限に活用しつつ、佐藤県議、そして本日お越しの緒嶋先生のお力もお借りしながら、あらゆる関係者の皆様と一体となって、全力で取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。私た

ち地元のやるべきことは全てやりたいと思っております。早期全線開通をよろしく願いいたします。

次は、縦の道の質問であります。

県道竹田五ヶ瀬線は、大分県竹田市の国道57号と五ヶ瀬町の国道218号を結び、地域間交流や産業活動などを支える重要な路線でもあります。

道ができ橋が1つ架かることで、その地の暮らしがどれだけよりよいものになるかを、西臼杵の人々はこれまでに実感し感謝をしております。

今回も早期の整備を望む声が多くある中、県道竹田五ヶ瀬線に取り組んでおられる波帰之瀬工区の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県道竹田五ヶ瀬線は、広域的な観光周遊ルートの形成や、防災上の観点からも大変重要な路線と認識しており、現在3工区で整備に取り組んでいるところであります。

このうち、議員お尋ねの波帰之瀬工区につきましては、高千穂・五ヶ瀬両町を結ぶ約1キロメートルのバイパス整備であり、現在、町境の五ヶ瀬川に架かる約410メートルの橋梁工事を進めているところであります。

高千穂町側につきましては、今年8月に橋台工事が完了したほか、令和元年度から工事を行ってまいりました橋脚が、今年度末に完成する見込みとなっております。また、五ヶ瀬町側の橋脚工事につきましても、本体工事の着手に向け、契約手続などを進めているところであります。

このような大規模な工事には相当な事業費を必要とすることから、今後とも、予算の確保に

努め、早期整備にしっかりと取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。波帰之瀬大橋の完成も楽しみにしておりますし、今後、大分県日田市、熊本県阿蘇市、そして宮崎県を結ぶ観光道路、縦の道の起点ともなれる地域の道路であります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、かんがい排水用電力料金について、九州電力が期間契約から年間契約に改めようとしている動きがあると伺っております。

さきの台風第14号では、県内各地の農家が大きな被害を受けました。災害で困っている農家に対し、地元へ根づき地元とともに成長してきたはずの九州電力が、このタイミングでの一方的な値上げともなる契約変更はいかがなものでしょうか。

もちろん、諸事情により値上げに踏み込む背景には一部理解をしておりますが、それ以前に、災害に遭われた方々に対して支援する側へ回るなど、できる企業努力をしていただきたいところであります。また、県としても、それに対して意見すべきではと私は考えます。

あわせて、電力会社に対応できないということであれば、県として支援をすべきではないでしょうか。県としてどのようにお考えか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 九州電力のかんがい排水用電力契約は、これまで農業振興に配慮され、使用期間に限り料金を支払うものでしたが、燃油価格高騰などの影響を受け、来年1月から、未使用期間も基本料金が発生する年間契約に見直されるものと伺っております。

これに伴い、農業用ポンプ施設を利用する土地改良区や水利組合等では、年間の電気料金

が、一例では1.5倍に増加するという試算もあるなど、今後の運営に影響が出てくるものと受け止めております。

県としましては、省エネポンプへの更新などに対する補助や送水量の小まめな調整など、効率のよい施設運営のための指導・助言により、土地改良区などの持続的・安定的な運営を支援してまいります。

○佐藤雅洋議員 九州電力は、今回の被災で困っている農家に対して、傷口に塩を擦り込んだり、大雨時に傘を取り上げるようなことはせず、変更の見直し、もしくは延期などの御配慮を期待いたします。井手局長の企業局の電力を分けてもらうわけにはいかないでしょうか。

県内外に大きな爪痕を残した台風第14号により、山間部に張り巡らされた大切な用水路が大きな被害を受けました。

先人が、生きていくために米を作るべく水を流した、大切な用水路です。自然災害は人間の力で避けることはできなくとも、そのときに対する防災対策は、どれだけ備えても余ることはありません。むしろ、どれだけ防災対策ができていくかだと思います。

もしものときに備えて防災対策・防災意識を促している県としての、今後の用水路などの防災対策について、再度、部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 台風第14号では、県北の山間部において、農地や用水路などの農業用施設が甚大な被害を受けております。

特に山間部の用水路は、山の斜面の等高線に沿って造られたものが多いことから、斜面崩壊により土砂が用水路に流れ込み、雨水が水路からあふれたことが、被害を大きくした原因の一つと考えられます。

このため、土砂等の流入を防止するために水

路に蓋をかけたり、新たに水路トンネルを整備するなどの防災工事を進めているところです。

県としましては、中山間地域の農業生産活動の維持のためにも、市町村や土地改良区及び水利組合等と連携し、今後ともしっかりと用水路の防災対策に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 用水路等への防災対策をよろしくお願いいたします。あわせて、被災箇所の整備につきましても、春の田植に間に合うよう進める必要がありますので、支援強化を要望いたします。

さきの台風では、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域が大きな被害を受けました。

椎葉では、コロナの影響で今年3年ぶりに開催予定となっておりました「椎葉平家まつり」も、台風災害の復旧が間に合わず、やむなく中止とのことでありました。

この高千穂郷・椎葉山地域では、伝統を守り、希少動物の保全、棚田などの美しい環境維持に取り組み、農業と林業などを複合的に行いながら、人々の暮らしがあります。世界が認めた農業遺産の地で、昔から変わらずに守り続けてきた農業文化に誇りを持ち、自然を大切にし、共に暮らしてきた住民らの生活が、台風などの自然災害により壊される、自然を守る者が自然の仕打ちを受けるといった矛盾を感じてしまいます。

このような人々が災害に負けず前を向いて進めるよう、世界農業遺産地域を元気づけて、さらに盛り上げていくべきと考えますが、世界農業遺産地域の活性化に向けた今後の取組、支援について部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 高千穂郷・椎葉山地域は、伝統的な農林業、優れた景観や文化等が世界に認められた地域であり、また今回

の全共でも日本一おいしい宮崎牛の立て役者となるなど、食資源の宝庫でもあります。

今回の台風被害で地域は厳しい状況でありますが、このようなときだからこそ、県としましては、PRイベントなどあらゆる機会を捉え、積極的に地域のすばらしい魅力を発信するとともに、新たな体験メニューの構築などにより人を呼び込み、交流・関係人口の創出や拡大に努め、地域を盛り上げてまいります。

来るG7宮崎農業大臣会合の機会も活用しながら、今後とも、地元5町村等と連携し、住民の皆様が自信と誇りを持ち、元気になれるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 この地に住む人々は自然を大切に守ってきたにもかかわらず、その自然の仕打ちとも言える災害に遭いながら、それでもなお自然を敬い、そして自然にあらがい懸命に生きています。そのような人々の声に耳を傾けていただきますよう要望いたします。

その声に、このようなものがあります。「農地などの災害復旧事業補助率が、同じ郡内でも町によって差があり、できれば平準化してほしい」との声であります。主体となる市町村との連携、助言、支援をよろしくお願いいたします。

今回の台風第14号では、地元の——見立川とも呼ばれていますが——日之影川と五ヶ瀬川の合流する地点の水位が、平成17年の台風第14号に匹敵する、もしくは上回るほどの水位でありました。しかし、国・県が行っていただいたかさ上げや河川掘削などの水防災事業のおかげで、被害が少なく済みました。

当時の対策がなければ、今回の台風では川沿いの家々は流されてなくなっていたと思われま。対策を本当にありがとうございました。

しかし、まだ降水量は増加すると思われま。そこで、西臼杵管内における河川掘削工事の取組と浸水被害の軽減効果について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(西田員敏君) 県では、平成30年度より、国土強靱化3か年緊急対策や5か年加速化対策、緊急浚渫推進事業を活用し、河川掘削工事に積極的に取り組んでいるところであり、西臼杵管内においては、これまでに、五ヶ瀬川水系の7河川で約5万立方メートルの掘削を実施してきたところです。

今回の台風第14号では、県北の山沿いで、平成17年の台風第14号と同程度の降雨量があったところですが、河川掘削等の効果により、三ヶ所川などで河川の水位上昇が抑えられ、五ヶ瀬川水系における浸水被害の軽減に一定の効果があったものと考えております。

しかしながら、西臼杵管内においても、一部で浸水被害が発生していることから、引き続き、国土強靱化予算等を活用しながら河川の掘削工事を進め、浸水対策に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 力強いお答えをありがとうございます。引き続きの対策を行う中で、掘り上げた土砂を骨材や建設資材、さらには適正な盛土への有効利用をしていただきまして、中山間地域の利用可能な土地を増やしていただきますよう要望いたします。

宮崎を代表する観光地でもあります、私の地元の高千穂峡も、台風第14号で大きな被害に遭いました。

台風、豪雨のたびに河川が氾濫し、その都度、遊歩道の被害が繰り返されております。古代からの姿をそのまま保存し、その雄姿をより身近で感じてもらえる観光スタイルを守り続け

るために、自然災害との共存は避けられないことかもしれません。しかし、宮崎県の観光客集客に大きな影響を及ぼす高千穂峡の被害は、本県そして地元にとっても大きな打撃です。

今回はありがたいことに、被災後早々に今年度の国定公園等整備事業を活用いただき、速やかな復旧がなされ、先日、滝見台周辺遊歩道が一部再開されました。地元を代表して感謝を申し上げます。ありがとうございました。

そこで、今回の高千穂峡における自然歩道の被害状況と今後の復旧予定について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 高千穂峡につきましては、先般の台風第14号で、五ヶ瀬川の増水により、九州自然歩道の手すりの流失や歩道路盤の損壊など、利用者が立ち入ることができないほどの大きな被害が発生したところであります。

このため、発災後速やかに、今年度の国定公園等整備事業を活用して早期復旧に着手し、議員からもお話がありましたように、先日、頻繁に利用される一部区間について部分開放を行うことができたところであります。

また、全面復旧に向けた整備を加速させるため、国に対し、予算確保と本県への追加配分の要望を行ったところであります。

引き続き、高千穂町や関係団体の意見を伺いながら、歩道自体のかさ上げなど、被災しにくく、また多くの利用者が安心して自然を満喫できるよう、本県を代表する観光地である高千穂峡の施設整備に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 かさ上げなどの対策を行っていただけるとのことです。観光客の皆様様の安心・安全のため、何とぞよろしく願いいたします。

海と気候に恵まれた宮崎県産の肉、野菜や魚は、地産地消はもちろんでありますが、日本全国の食に欠かせないものであると思っております。

鮮度が物を言う世界で、宮崎から大消費地までの距離と時間をいかに速く短くできるかが鍵になります。その大役を担っているのは物流企業です。

燃油高騰の中、荷主や運送会社の適正な運賃負担への理解が重要だと考えますが、そのための取組と、残すべき重要なルートでもありますカーフェリーの利用拡大のための一ツ葉有料道路の料金助成について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 物流を安定的に維持するためには、荷主をはじめとして適正な運賃負担への理解が重要であります。

国においては、周知徹底を図る通知を發出するとともに、様々な機会を捉えて要請を行っているところであります。

また、県におきましても、JA経済連などの荷主、それからトラック協会、フェリー会社などの輸送機関で構成する「物流に関する意見交換会」を今年度も10月に開催し、担い手不足や働き方改革など、物流を取り巻く諸課題に加えまして、適正な運賃負担についても、理解の醸成や情報の共有化に取り組んだところであります。

なお、カーフェリーの利用拡大には、一ツ葉有料道路の料金助成も、御指摘のとおり有効な手段の一つであります。平成27年度から、宮崎県長距離フェリー航路利用促進協議会の会員であります宮崎港振興協会が、利用料金の一部助成を行っておりますので、県といたしましても、引き続き事業の周知に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 周知広報の徹底と、一部助成ではなく全額助成がフェリーの利用拡大につながると確信いたします。

次に、知床の観光遊覧船の事故はまだ記憶に新しく、船舶業界への大きな注意喚起となりました。海の恩恵を受け、地域ブランドとしても海、船舶は欠かすことができない宮崎県であります。

県民、また観光に訪れる方々に宮崎を満喫していただくためには、安心・安全は大事であります。

今回の遊覧船の事故を受け、宮崎の船舶を代表する宮崎カーフェリーに対しても検査が行われたようですが、その結果について総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 国におきましては、観光遊覧船の事故を受けまして、船舶運航事業者の安全管理体制の強化など、旅客船の総合的な安全・安心対策の徹底を目的に、宮崎カーフェリーに対しましても、令和4年6月末に「フェリーたかちほ」、また9月末には就航前の「フェリーろっこう」を対象として、海上運送法第25条の規定に基づく立入検査が行われております。

検査は、宮崎－神戸航路の運航中に実施されました。船内に保管すべき書類や無線設備の設置状況、それから事故発生時の緊急連絡体制に加え、遊覧船の事故で問題となりました、航海中における定点連絡の実施状況などについて確認があり、全て適正であったと伺っております。

○佐藤雅洋議員 日本全国から宮崎の海に魅了された人々が集い、北浦、門川、日向、青島、日南、そして串間と、近年人気が高まっております。我が西臼杵からも、磯の香りを求めて北

浦などの海へ足を運んでいるようであります。

その海を利用し、観光宮崎の後押しとなっている事業は、宮崎カーフェリーだけではありません。県内各地で運航を行っている遊漁船や瀬渡し船もあります。そして、それで生計を立てている方々も多数おられます。

そんな方々から、宮崎の地でこれまでとがめられることなく行われていた日常が、突然、法の名の下に縛られる現状があると伺っております。安心・安全の徹底はもちろんであります。その中で、それまでの対応を踏まえ、急に一方的に規制を突きつけるのではなく、厳しい状況の中で仕事をしている当事者の皆さんに、どれだけ寄り添った対応ができるかが、こんなときこそ大事になってくるのではないのでしょうか。

そこで、瀬渡し船の皆さんを含む遊漁船業者と、利用者の安心・安全の確保のための県の役割について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 客を船に乗せ釣り等をさせる遊漁船業は、利用者の安全の確保等を目的とした「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき、県への登録や、荒天の際の出航中止の判断基準の策定等の様々な義務が課せられております。

県では、利用者の安全確保に取り組む遊漁船業者を支援するため、毎年開催する講習会を通じて、関係法令や安全管理に関する情報を提供しているほか、損害賠償保険加入を確実にするため、更新期限が迫る業者に継続の通知を行っております。

県としましては、このような取組を通じ、利用者が安心して遊漁船を利用し、海洋レジャーの一翼を担う遊漁船業者が安心・安全に営業を継続できるよう、丁寧な説明や助言に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 あまりにも一方的かつ急な厳しい指導により、心折れ、事業継続の意欲をなくした方々もいるとの情報が入っています。そのようなことがないよう、くれぐれも当事者側に立った丁寧な助言を要望いたします。

宮崎に生まれ育った子供たちの多くが、高校までは県内での学びを選んでおります。現在、県立学校については担当部局が教育委員会であり、宮崎の教育の発展に御尽力をいただいております。

中山間地域では子供の数も減少を続けており、生徒が高校を自由に選べる今では、特に中山間地域での県立学校においては、生徒確保と併せて学校の維持が大きな課題です。子供と学校の存在は、地域の発展、栄枯盛衰に大きな影響を与えます。今後も、地域の県立学校の持続的経営安定のためには、総合政策部などを含め、部局を超えた発展的政策、横断的な取組が学校と地域の魅力を高めると考えますが、県の見解を日隈副知事にお伺いします。

○副知事(日隈俊郎君) 人口減少や担い手不足により、地域活力の減退が懸念される中、県立高校は、学びの場にとどまらず、人材育成や元気で活力ある地域づくりの実現など、地域振興の核としての大きな役割も担うようになってまいりました。

私が教育長を務めておりました際にも、地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実に向け、例えば、地域資源を活用した商品開発や、学校が地域と相互に連携し、地域課題を発見、解決する取組などを推進してきたところであります。

このような、学校と地域が一体となった県立高校を核とした地域づくりについては、取り組まれている市町村においては、各部局を超えた

取組となっているようであります。

県といたしましても、教育委員会と関係部局がさらに連携し、地域の核となるような高校づくりと地域振興が相乗的に図られていくよう、取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。井上紀代子議員によると、隣県の熊本高森高校にはマンガ科ができるとのこと。地元高千穂は観光地であり、全国から観光客が集まる有数の観光スポットでもあります。

例えば、観光産業を学ぶ観光科などの設立も、学校の活性化につながる策ではないでしょうか。今後の新たな部局横断的な取組を必ず行っていただきますよう、要望いたします。

「地域みらい留学365」という制度を皆さんは御存じでしょうか。学生が高校生活の1年間を利用して国内留学をするという、大変魅力のある制度です。

例えば、畜産を学びたいという学生が高千穂高校へ留学する。高千穂では、日本一の牛を育てる畜産農家・肥育農家をホームステイ先として、勉学に畜産にと学ぶことを想像すると、この先の子供たちの無限大の可能性を感じずにはいられません。

そのほか、自然を生かした観光について学べる環境づくりなど、子供たちの未来への挑戦をサポートできるのではないのでしょうか。

県内で既にこの制度を導入している高千穂高校と飯野高校の状況はどこまで進んでいるのかを、教育長にお伺いします。

○教育長(黒木淳一郎君) 地域みらい留学365は、高校2年生の1年間、都会から中山間地域の学校へ国内留学を行う制度であります。この制度は、本物の自然や文化に触れ、新たに出会う仲間たちとともに、地域ならではの魅力と課

題に向き合って学ぶことを目的に、学校と地域が連携して実施しており、本年度、高千穂高校で3名、飯野高校で2名の留学生を受け入れております。

留学生は、地域課題について取り組んだり、農家民泊や神楽体験を行うなど、積極的に活動しております。留学生の好奇心旺盛な姿や、主体的に学ぶ姿勢、言葉や習慣の違いなどに受入れ校の生徒もよい刺激を受け、互いに切磋琢磨する環境ができていると聞いております。

県教育委員会といたしましても、このような取組は、生徒たちの成長につながる大変有意義な取組であると考えており、今後も情報を共有し、連携してまいります。

○佐藤雅洋議員 全国の中学生への周知をもっと行い、宮崎県の高校を選んでもらわなければならないと考えます。

私は、観光地としても有名な高千穂の高校へ、地域みらい留学1年間だけでなく、3年間の長期留学を実現すべきだと考えます。

都道府県の枠を超えて、魅力ある地域の魅力ある学校で充実した学校生活を子供たちに送ってもらうことは、大変重要なことです。そのためには、地元の人々の理解、そしていまだ不十分な寮などの住環境の整備も必要であります。地域の発展と子供たちの未来に向けて、県教育委員会の市町村との連携を強く要望いたします。

山里に夜神楽の笛の音、太鼓の音が聞こえ出す頃となりました。先人が人々の暮らしが穏やかに続くことを願い、守り受け継がれてきた伝統が、宮崎には数多くあります。それらは日本が世界に誇る歴史と文化であり、後世へ必ず継承すべきものだと考えます。

高千穂はもとより県内各地の夜神楽や、風流

踊とくくられる五ヶ瀬町の荒踊などの民俗芸能に関するユネスコ無形文化遺産登録について、現状と今後の取組を教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） ユネスコ無形文化遺産につきましては、今週中に風流踊が正式登録される見込みであります。その中には五ヶ瀬の荒踊が含まれており、本県で初めてのユネスコ登録となります。

一方、神楽につきましては、本県が事務局となり、先月、高千穂神社の後藤俊彦宮司を会長とする「全国神楽継承・振興協議会」が、国指定神楽40のうち、県内4つの神楽を含む7割以上の加入を得て発足いたしました。現在、全国の神楽が一丸となった体制づくりを目指して、残りの保存団体や関係自治体にも直接足を運び、加入に向けた協議を重ねているところであります。

今後引き続き、国への要望活動を進めるとともに、新たに情報発信による機運の醸成を図りながら、本県が先頭に立って、風流踊に続く神楽のユネスコ登録に向けて邁進してまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。後藤宮司は、全国神社の「長老」の称号も授与されました。また、本日お越しいただいております緒嶋雅晃氏、前町長内倉信吾氏とともに、高千穂町名誉町民にも選ばれました。

全国神楽継承・振興協議会に全ての団体が加盟し、荒踊に次ぐ登録に向けて、引き続き御尽力いただきますようお願いいたします。

2023年、来年10月より開始となりますインボイス制度に向けて、県内の個人事業主、中小企業の皆さんは、それぞれ対応が必要となります。しかし、まだよく理解されていない方が、今現在多数いらっしゃいます。

新制度については、中小企業はもちろんですが、農畜産を含む個人経営者の皆さんがスムーズに制度導入への対応ができるよう、直前になって慌てることのないよう、早め早めの周知と対策が必要と考えます。

県から商工会などへの支援も不可欠であります。今後の対応について商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） インボイス制度につきましては、令和5年10月の制度開始から適用を受けるためには、令和5年3月31日までの登録申請が必要となっております。

このため、県内各地の商工会等において、事業者に対する説明会を開催し、制度の周知を図るとともに、経営指導員による経営相談や巡回指導等を通じて、制度の内容や登録のための具体的な手続などについて、丁寧に助言・指導をいただいているところでございます。

県といたしましては、これまで、インボイス制度を分かりやすく説明した資料の提供や、経営指導員の研修に対する支援などを行ってきたところではありますが、今後とも、国の動向も含めた情報を適宜提供するなど、商工会等の取組をしっかりと支援してまいります。

○佐藤雅洋議員 2023年、来年3月31日の申請期限までに、県内全対象者が誰一人取り残されることなく、申請漏れが出ませんよう、商工会連合会や経済連などの関係団体の広報周知の取組に、一層の御支援を強く要望いたします。

結びに、もうすぐ師走に入ります。皆さんにとってすばらしい一年の締めくくりになりますことを祈りまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○二見康之副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時56分散会